

県境産廃不法投棄 住民説明会

平成 15 年 10 月 16 日

田子町中央公民館

司 会： これから田子町としてお尋ねしたい、および確認したい事項に対する回答に関する説明会を開会させていただきたいと思います。

まず最初に、青森県県境再生対策室、三浦室長よりご挨拶申し上げます。

三浦室長： ただ今紹介いただきました、三浦康久と申します。どうも今晚は、はじめまして。

大多数の方とは、今日初めてお会いすることになるかと思いますが、ちょっと長い時間になるかもしれませんが、宜しくお願ひしたいと思います。

既に新聞などでご案内かと思いますが、この9月1日から新しい組織、いわゆる“県境再生対策室”という部屋が出来まして、従前の環境生活部から独立致しまして、この県境の不法投棄問題に専門的に対処するという事で、新しい組織が出来たところでございます。私自身、この廃棄物関係は初めての経験でありまして、8月までは病院とか医療とか、そういう仕事がずっと今まで中心であったわけですが、全く新しい仕事で面食らっている部分も当初ございましたが、そんなことも言っておられませんので、今一生懸命勉強しながら、皆さんと町の方、それから田子町と県と心をついにしながら一緒にやっっていこうという思いで、今日ここに参ったところでございます。

9月2日に初めて現地の方に参加しまして、最初は先入観と致しまして、非常に廃棄物が露出しているだろうとか、悪臭が漂っているだろうとか、そんな思いで、そういうイメージを抱いて参ったわけではありますが、来る途中、そんな風でもないということも言われていたのですが、実際現地に足を踏み入れて2時間前後歩かせてもらってわけですが、季節も秋に入ったということもあるかもしれませんが、非常に静かな佇まいという、そもそもそういう丘陵地帯だったと思いますが、言い換えますと非常に不気味な沈黙が全体を覆っているという感じもしております。

この仕事を引き受けまして、辞令が出ましてから、周りの人から大変な仕事を仰せつかったと言われておりますが、大変なのは私達県の者ではなく、地元にお住まいの方々だと思います。その方々の思い、今までの長い間の思いというものを、私達微力ではありますが、町と一緒に出来だけ良い方向へこれから持っていきたいと考えております。どうぞ宜しくお願ひしたいと思います。

先ほど、司会の方からお話がありましたが、8月の最初の頃だったでしょうか、皆様からお尋ねしたい点というような、かなり分厚い質問が参ったわけで、非常に回答が遅れまして申し訳ないと思っております。やっと先般出来まして、町長にお出しして、今日の運びとなりました。私自身、一生懸命スタッフと相談して作った回答文であります。後で一つずつスタッフの方から説明させたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

今日は宜しくお願い申し上げます。町長さん、今日もまた宜しくお願い致します。

司 会： それでは、田子町、中村町長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。

中村町長： 何かと本当にお忙しい中を、更にこうして夜分、まさに疲れていることだろうと思いますが、この様に、今回の説明会にお集まりくださいましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

そしてまた、県の対策室の皆さん方、要望を致しましたら回答がなされました。その要望に対して、再度確認なり、私共がまだどうしても些か疑問点があるな、そんなことを再度質問致しました。そういうものに対して、今晚は説明のために、わざわざ当町までこうしてお出でくださいましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

なかなか、私共が県境不法投棄に対する一つの考え方、色々な問題に対して、町民の意見というものを集約を致して参りました。それに対して、県は真摯に答えて参ったわけですが、まだまだその通りの同意見というもの、同一地点というものに至っておりません。その点は、お互いが、私は更に努力を重ね、本当に、一体になったものになってもらいたいものだなと考えております。あくまでも、県のやろうとすること、町が考えている、町の住民が考えていること、なかなか同一地点というものを見出せないようなことになるということ、これは大変に不幸なことだと考えております。そんなことがないようにしながら、私共はこの一つの大きな負の遺産、禍根というものを解決していかなければならないものだと考えております。

そういう中での今回のこの様な会合になって参りました。説明をいただきながら、時としては皆さん方の色々なお考えもあろうと思っております。その様なものを率直に出し合いながら、私はより良い方向に向かって、お互いが一歩でも半歩でも、今、平行線を辿っているものが近づけるような、そういう場になってもらいたいと、その様なことをここで願いながら、皆さん方と共に、今晚また拝聴して、県の説明というものを拝聴して参りたい、そう考えております。

宜しくお願いを申し上げて、私の挨拶にかえさせていただきます。本当にご

苦勞様でございました。

司 会： 中村町長さん、どうもありがとうございました。

それでは、当室が、県境再生対策室が出来まして、田子町では初めてになりますので、本日出席の職員をご紹介したいと思います。

先ほど、ご挨拶を申し上げました、室長の三浦でございます。

順をおってご説明致します。

総務報道担当、五十洲副参事でございます。

こちらは、総務予算議会情報公開等を担当致します、久保主事でございます。新しく出来たもう一つの担当でございます。周辺対策推進担当でございます。近藤副参事です。

今主幹です。

こちらは、原状回復に伴います各種対策、そして周辺における施策を担当致します。あとは、これまでのチームと同様でございます。

環境再生計画担当、山田副参事でございます。

西谷主幹です。

五十嵐主査です。

排出事業者の調査、解明、責任追及対策担当です。八島副参事です。

工藤主幹です。

汚染拡散防止対策担当、大日向副参事です。

苔米地総括主査です。

古川総括主査です。

この度、室が出来まして一番大きく変わった所は、現地に事務所を作ったところだと思います。田子町現地事務所の山田総括副参事でございます。

岩館総括主査です。

どうぞ、これからも県境再生対策室、皆様と一緒に仕事をしてまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

すいません、自分の紹介が抜けておりました。私は報道監を致します、九戸と申します。どうぞ宜しくお願い致します。情報公開ですとか、広報とか、その他色々命ぜられたことの調整役させていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

次第の中の5番でございます、環境影響評価制度の概要。これは前回、8月23日にお話が出来まして、詳しい資料が無かったものですから、本日は皆様にペーパーをお配り致しまして、概要を山田副参事の方からご説明致します。

山田副参事： それで私の方から環境影響評価制度についてご説明申し上げます。

説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

これにつきましては、前回8月23日に基本方針等についてご説明申し上げた時に、現地処理施設の関係で、現地処理施設をこれから作るとすれば、環境影響評価とか、それから廃棄物処理法に基づく許可、それから実際の建設、こういうものに5年くらい掛かるということで、なかなか期間的にこれから現地処理施設を作るのは難しいだろう、ということでご説明申し上げた時に、皆さんの方から「環境影響評価というのは県の条例でやるのだから、短縮して出来るのではないか」というご意見もありました。その時、それじゃもう少し環境影響評価というものについて、次回説明したいということで、今回こういう資料を持ってきました。資料の方は、環境影響評価制度の概要ということで、全部で5ページのものを用意しておきました。これに添って説明をしたいと思えます。

環境影響評価制度をご存知の方もいらっしゃると思いますが、ご存知でない方もおられると思いますので、簡単に概要を説明致します。

1ページにありますが、環境影響評価、よく“環境アセスメント”と言っていますが、これは環境に影響を及ぼす恐れのある事業を行う場合に、その事業を行う者が予めその事業を行う前に、工事を行う前に事業の実施が環境に与える影響について、調査・予測・評価を行った上で、環境保全対策を検討する。それを書類にまとめて、住民の方々に閲覧、縦覧させて、色んな意見を聞いていくという制度です。

具体的に申し上げますと、例えば、今話題になっている焼却炉といいますが、焼却炉を作る場合、どこか場所を選定して、大きさ、性能を決めて、事業計画を作るわけですが、その際に事前に、その焼却炉を作る周辺の自然環境とか、そういうものを調査します。具体的には、その周辺の大気の関係、それからその周辺の地下水、川、河川、そういうものの水質などを事前に調査しておきます。そして、その焼却炉を作る際に工事をします。その工事の際に色んな排気ガスとかが出る可能性があります。当然、重機から出ます。それから、濁水ですね。土を掘り返したりしますので、濁水が出たりします。そういうものの影響を、それから動植物、その周辺に住む動植物ですね。そういうものを調査して、そういう工事に伴ってどういう影響を与えるか。河川への影響とか、地下水への影響とか、大気ですね。大気に有毒なガスを排出するとか。そういう調査・予測をしまして、実際どういうふうになるのか、河川がどういうふうになるのか。それから大気汚染がどの辺で一番濃く汚染されて、どの辺になると薄くなるのか。そういう評価を行います。

そういう評価を行った上で、それじゃどうやってその汚染と云いますか、公害、汚染を防止するのか。そういう汚染の防止策を立てて、それを計画書にま

とめると。そういう形になっていきます。それが環境影響評価という制度です。

次のページ、2ページを見ていただきたいのです。今、私が具体的に話をしましたが、環境影響評価というのは、どういう事柄、どういう項目についてやっていくのかと言いますと、そこの表にあります。大気質、これは大気の状態ですね。それから騒音とか振動、これは工事に伴う騒音、振動もありますし、例えば、工場が出来た時には、工場の操業に伴う騒音、振動とかがあります。それから悪臭とか、風の害、風害。それから水環境。これは河川への影響とか、地下水への影響とかがあります。これは土壌環境ですね。当然工事によって地形が変わったり、地盤が変わったりと、地盤が色々な影響を受けるとか。土壌が汚染されるとか、そういうことがあります。それから日照障害とか、電波障害。そういうことについて調べます。

それから、下の方に陸生の植物、動物とありますが、いわゆる周辺の動植物がどういう状況で生息しているのかを調べていきます。

それから、3番、4番、これは最近こういう項目が追加されているのですが、景観とか、人と自然との触れ合い活動の場、文化財。文化財は前からやっていますが、こういうものとか、廃棄物がどういう物が出るのか。それから温室効果ガス、これは最近の地球環境問題ということで、こういうものも取り上げられています。

大雑把に言って、こういう項目ですね。一番分かり易いのは、要するに大気といいますが、大気中に有害なガスが出ないのか、それから河川とか地下水への影響、そういうものを調べていきます。

そういうふうな影響を評価して、それに対する対応策を検討していくということになります。

環境影響評価の手続きということ、ここからが、一体期間的にどのくらい掛かるのかという話が出てきます。大雑把に言いまして、環境影響評価の手続きということで、1、第二種事業の判定とあります。ここは関係がないので飛ばします。

まず一番先にやるのが、二番目の方法書の手続きというのがあります。これは、環境影響評価をこれから始めようとする時に、その環境影響評価をどうやって、どういう方法でやっていくのか。どういう調査をして、どういう評価方法でやっていくのかと。そういう方法書というものを事前に作ります。その方法書がそれで良いのかどうか、それを住民の方々にも縦覧とか、閲覧をしていただいて、それから専門家の意見も聞いて、そういう方法であれば良いだろうと。特に、色々な土地土地によって特殊事情がありますので、その特殊事情とかも加味しながら、その場所については環境影響評価をやる時には、そういう方法で良いだろう、という意見をもらった上で、それから初めてその方法

書に基づいて、実際に環境影響調査をやっていきます。それが3ページの準備書の手続きであります。

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。これは実際、方法書に基づいて色んな調査をします。調査するというのは、一つは文献調査というものがあります。既にある書類、文書、資料ですね。それに基づいて、その地域がどういう自然状況にあるのか。そういうものをまず調査します。

それから、一番大事なのは、現地で実際に調査します。例えば、一番分かり易いのは、現地へ行って、そこにどういう動植物があるのか。動植物と申しますと、当然その四季、春夏秋冬で違いますから、最低1年間調査します。春どういう鳥が来て、夏はどういう鳥が来ているのか。それから冬とか。それから風向とか、そういうものは年間を通して季節変動がありますから、まず原則的には春夏秋冬、最低一年間の調査が必要です、現地調査は。場合によっては、その補足調査ということでまた延びる場合もあります。でも最低1年間は現地調査をするということになります。そういう現地調査をして、評価などをやっていきます。それで準備書というものを作りますが、その準備書を作るまでに、大体現地調査が1年、更に準備書を作るとなると1年半、この手続きでまず1年半は掛かります。長いものと2年とか2年半掛かります。大体、市町村なんかでよく焼却炉を作っていますが、比較的デカイ焼却炉がありますが、こういうものについてやはり1年半は掛かっています。そういうものでも1年半掛かっています。

この準備書というのは、要するに調査をして、評価をして、それから環境保全対策を記述したものです。それをまた、住民の方とか専門家の方に見てもらって、それで良いだろうとなれば、評価書という最終的なものが出来あがります。

この準備書から評価書の手続き、評価書にどのくらい時間が掛かるかといいますと、短い場合は評価書の作成は1か月くらいで済むところもあります。というのは、準備書の段階でしっかりしたもの。しっかりした調査をして、しっかりした評価、予測をしていけば、最終的な評価書というものは最低1か月くらいで出来るだろうと。長いものと、準備書の段階でしっかりしたものを作っていないと、評価書の段階でなかなか評価書が出来ないということがあります。

大体、そのアセスというのは、この評価書の所でほぼ終わりますが、その後、実際事業が始まった後に、それまで予測した環境影響評価がその通りになっているかどうかという事後調査みたいなものがあります。というのは、あくまでも環境影響評価というのは予測でやっております。予測でやっておりますので、

その通りに事業が完成した後、その通りに環境が変わっている、環境が、保全対策がしっかりしているか、そういうものは分かりませんから、事後調査というものがあります。簡単に言いますと、環境影響評価というのは、先ほどの方法書から始まって、評価書の手続き、作成までということになっております。

4ページの方に、今の流れを書いています。事業者、知事、市町村、住民、審査会とあります。説明が前後しましたけども、環境影響評価の対象となる事業というのは、一定の事業と申しますか、特定されています。ある程度規模の大きいものということになってはいますが、この事業については、県であろうが、国であろうが、民間であろうが、全部対象になります。実際、県の条例でアクセスをやっている事例というのは、一番多いのは、市町村の廃棄物処理施設と申しますか、焼却炉。それから県とか国が行う道路整備。こういうものが主にアクセスの対象として審査されています。民間ですと、県内ではゴルフ場とか、民間の最終処分場、そういうものが主になっています。

ということで、アクセスをやらなければならない事業者というのは、県、国も含まれてきます。その流れを見ていただきたいのですが、事業者の欄がありますが、方法書の作成、先ほど私が言いましたけども、アクセスをどういう方法でやるのか。そういう方法書を作成します。この方法書の作成ですが、大体この方法書の作成というのは、事業者が直接自分の手で作るということはないのです。県の場合でもそうですが、いわゆるコンサルタントといわれているアクセス専門の業者に委託して作ってもらっています。これは県の場合でも同じです。大体これに掛かる期間というのが、短くても2か月は掛かると言われています。

方法書が決まりますと、これは公告縦覧します。これは住民の方に公告縦覧しますが、この公告縦覧期間というのが、法律上、条例上30日間と決められています。この公告縦覧が終わりますと、住民の方から色んな意見が出てくると。それから、知事から、県からも意見が出ます。それから審査会の方からも意見が出てくると。種々の方で意見を出しますが、それに基づいて必要な場合は方法書の修正というものがありますが、実際、今度は方法書に基づいて、先ほども言いましたが、文献調査とか、現地における調査。先ほどの繰り返しになりますが、現地調査には最低1年、春夏秋冬、四季変動を見なければならぬということになります。

そういう調査を含めて準備書を作成するとなりますと、大体1年半は掛かる。最低1年半は掛かるということです。

準備書を公告縦覧します。これもまた30日間の縦覧になっています。ここでまた住民の方とか、専門家の方から意見をもらって、それでその準備書で良いとなれば、最終的な評価書というものが出ます。ここから、準備書から評価書の作成、この評価書の作成については、準備書さえしっかりしていれば、評

価書自体は1か月くらいで出来ると。ただ、準備書の段階での調査とか評価がいい加減ですと、評価書を作る際にもう一度調査をし直すとか、そういうことが出てきます。そうなるともた期間が掛かってくることになります。

大体こういうことで、前回もお話したのですが、環境アセスにはまず2年掛かるだろうと、最低ですね。ということで、前回説明しております。

この後、質問の方にも確か出てくると思うのですが、これは焼却炉の場合ですと、100トン以上。1日の処理能力が100トン以上のものが環境アセスの対象になります。ですから、100トン未満であればこの環境アセスは必要でなくなります。ですから、2年という期間はまずカットされます。

次、5ページに焼却施設の設置、それから処理業の許可手続きということで書いてあります。これは、今度は廃棄物処理法に基づいて許可が必要になってくると。焼却施設を作る場合には、施設の設置許可、それからその焼却施設を使って営業しようとするれば、自分の物だけを処理するのであれば営業になりませんが、自分の物以外の物を引き受けて処理するとなれば、処理業の許可というものが必要になります。

これで許可申請、これは県の方で許可していますので、許可申請書を出してもらおうということになりますが、大体これも県が許可申請書を正式に受理してから、許可を出すまでの標準処理期間というのが内部的に決められています。そこに書いてありますが、施設の設置許可については、標準処理期間として90日と。まず3か月。これは土日が入っていないので、実際土日を入れると120日くらいになります。

ここで特に注意しておきたいのは、その許可申請書作成の所に、「添付書類」というのがあります。生活環境影響調査書というものがああります。これは、いわゆるミニアセスと言われていますが、アセス法とか、アセス条例に基づくアセスのほかに、廃棄物処理法の方では、こういう施設を作る場合には、廃棄物処理法の方でまたアセスを、ミニアセスと言っていますが、やるように義務付けられています。ですから、アセス法なりアセス条例でアセスをやっていると、ここで言うミニアセスはそれを準用できますので、そう手間は掛かりません。殆ど、アセス条例などで使った評価書、準備書が使えることになります。アセスをやらない小さい100トン未満のもの。これについては、アセス条例を通過していませんので、ここで改めてアセスをやる必要があります。ただ、これは、ミニアセスと言っている通り、そう期間は掛かりませんが、やはり調査とかを入れますと6か月は掛かるだろうと言われていています。その所はちょっと気を付けていただきたいと思います。

それから、まず焼却施設の設置許可をもらってから実際の建設に入ります。前は、300トン、400トン規模のものであれば1年半から2年は掛かるだろ

うという説明を致しました。そういう施設が出来た後、今度は営業しようとして、他から色々な物を受け入れて営業しようとなれば、処理業の許可というものが、必要です。もし営業をしないで、自分だけの物を処理するというのであれば、それは処理業の許可は必要ないのですが、もし営業するとなれば処理業の許可ということで、これまた県の方に許可申請を出してもらって、審査して許可を出す。これも標準の処理期間としては、申請書を受け付けてから 30 日間、1 か月。これも先ほど言いました通り、土日が入っていませんので、実際土日を入れますと 45 日間くらい。1 か月半くらいということになります。

このへんのところは、標準処理期間 90 日とか、30 日。これは県がやるのだから少しくらい短縮しても、県の方で短縮できるのではないかというお話もあると思いますが、これは担当の方に言わせると、結構件数が多いのです。それぞれ皆、順番で待っていますので、なかなかそのへんは、他の方を飛ばして、という訳にはいかないだろうという話になります。

大体、ざっとアセス制度ということでご説明致しました。

司 会： ご質問等もあるかと思いますが、先にまず回答についてご説明してから、後ほど質疑応答の時間を設けさせていただきます。

それでは田子町としてお尋ねしたい、及び確認したい事項に対する回答をさせていただきます。順序に従って回答致します。

1 番の原状回復方針についてです。(1)の汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、について。、汚染拡散緊急防止対策として、仮設の浄化施設をいつ設置し、いつ稼働を始めるのか、についてです。これは大日向の方から説明致します。

大日向副参事： 宜しくお願いします。

質疑応答の時間を長くして欲しいというご要望ですので、今のこのお尋ねしたい点については、ポイントだけを説明して、足りない分は質疑応答の方でお答えするというような形で。回答については、1 時間弱くらいで済ませて、残りの時間を質疑応答に充てるようにしたいと思いますので、宜しくお願い致します。

司 会： それでは、回答の方、少し掻い摘んでご説明することになるかと思いますが、担当の方、それを十分わきまえてご説明をお願い致します。では、宜しくお願いします。

大日向副参事： 汚染拡散担当の大日向です。宜しくお願いします。

国の特措法の基本方針が 10 月 3 日に出了。これで県の方で現在実施計画を策定中でございます。このことから、今実際に稼働の具体的な期日は未定ですが、住民の方々から大変ご要望があります。このことから、仮設浄化プラントは必要不可欠と考えておりますので、年内に設置、稼働するための手続きを進めております。

それから、アクセス道路の整備の関係でございますが、これも一応色々工事をやるものですから、仮設浄化プラントと一緒にやりたいということで、同時に着工できるような手続きを現在進めております。

アクセス道路につきましては、認定町道でございます。町道の土地の所有者が“ 和平高原 ” さんになっております。このことから、一応協議とか依頼文書、そういうものを今提出してございまして、手続きを進めているところでございます。

電気設備につきましても一応、東北電力の方とも協議しております。そういうことでございます。

司 会： 次が、パークによる簡易の浄化対策について。これまでのパークの交換回数及びその実施日について回答をお願い致します。

大日向副参事： この件でございますが、実験箇所のパークの交換につきましては、平成 14 年 10 月 17 日に設置後、平成 14 年 11 月 27 日、それから 15 年 5 月 7 日、それから最近では 15 年 10 月 1 日に交換しております。以上です。

司 会： 平成 14 年 12 月 9 日に着手した、2 カ所の排水路での交換回数、そして実施日です。

大日向副参事： これにつきましては 40m 区間ですが、14 年 12 月 24 日に設置しまして、平成 15 年 4 月 26 日と 15 年 10 月 2 日敷き換えを行っております。30m につきましては、現在浸出水が少ないことから、パークの汚れが少ないということから交換は行っておりません。以上です。

司 会： 設置交換など、その成果が分かる調査結果を知らせて欲しい、ということですよ。

大日向副参事： これにつきましては、信州大学の工学部の方に研究を委託しております。その結果、有効な浄化能力が認められるということの報告がございまして、これで一応、現地の方でパーク処理をしたと、そういうことでございます。

なお、一応目視でやっているということで新聞報道等が出ておりますが、これは実際目視でやっております。今後、10 月中には水質調査、いわゆるVOCとか、そういうものまで調査して、皆さんにご報告したいと思っております。

なお、ラグーン末端からの表流水については、年4回のモニタリングを行っておりますので、その結果では排水基準を十分満足しております。以上でございます。

司 会： (2)の不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となる様、原状回復対策を早急に実施したいという件についてです。 、不法投棄現場には、ラグーン及びその周辺も含まれている、という青森県の見解に相違はないかという点。これは山田の方から答えます。

山田副参事： 多分、ラグーンの底質ですね、この事かと思いますが、当然底質、泥、これが汚れている場合は撤去を基本として対応します。

司 会： です。周辺の土壌環境と同等というのは、田子町の集約して意見における、元の自然状態と同じかどうかという件です。

山田副参事： これは前もご説明しましたが、土壌環境基準、法律に定める土壌環境基準以下というふうにしております。

司 会： このくらいのスピードで宜しいでしょうか。

それでは、(3)の廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本と致します、についてです。 、廃棄物と汚染土壌は別の物であると理解して良いか、について。

山田副参事： これは、前回説明が足りなかったと思いますが、土壌というのは、一つは覆土で使った土壌。それから元々の地山にある土壌も入りますので、当然覆土にしているものは汚れています。それから、地山の土壌については、まだ今のところは1ヶ所しか確認されていないので量は分かりませんが、今後その地山の土壌が汚れていると、撤去段階で分かってくれば、それは当然撤去の対象になってきます。ですから、土壌部分が増える可能性はあります。

司 会： です。田子町の集約した意見において定義した汚染土壌とは、これが青森県の考え方と一致するかどうか、という点についてです。これも山田の方から答えます。

山田副参事： 汚染土壌で、当然汚れていますとこれは撤去の対象にしますから、生活環境の保全上支障があるという土壌、汚染については撤去を基本として対応します。

司 会： 　　です。“基本と致します”の“基本”というのは何であって、基本以外は何なのかという、これは見解を求められております。こちら山田から答えませう。

山田副参事： これは再利用の話ですが、再利用というのは、前提にあるわけではなく、あくまでも撤去が基本です。色んな撤去の段階で、もし再利用出来るものがあるれば、それが出てくれば、皆さんとまた相談して再利用出来るということで、皆さんの同意が得られれば再利用したいと、そういう可能性を残しておいたということです。

司 会： いいですか。

（４）です。約 67 万 m^3 が撤去の対象となるものです、について。 、約 67 万 m^3 が撤去の対象、これまでに県が説明していったことと矛盾しないかという点についてです。

山田副参事： これは 67 万 m^3 の中に土壌が含まれているというのは、覆土用として使われた土壌は 67 万の中に入っています。先ほども言いましたとおり、地山の土壌については、まだ 1 ヶ所しか確認が出来ていないので、これから撤去の段階で確認されていけば、地山の土壌についても汚染土壌ということで量が増える可能性があります。

司 会： 撤去の対象は約 67 万 m^3 の廃棄物、加えて廃棄物によって汚染された土壌等とするのが自然ではないか、という問いです。

山田副参事： 先ほどから説明した通り、今後地山の土壌が汚れていけば、それは 67 万 m^3 にプラスになります。

司 会： 　　です。ラグーン及びその周辺は事業場と一体の箇所であり、長年の不法投棄で場内の高濃度の汚染地域から浸出水が出て、汚染が地下浸透していると考えられる。これも撤去対象の汚染土壌となるかどうかを問われております。これは大日向の方から答えませう。

大日向副参事： ラグーンの池の底質の調査は、平成 14 年に実施しております。この結果では、環境基準を超えたものはありませんでした。それから、今後の調査で、汚染土壌というものが確認された場合は、撤去することを基本として考えております。以上です。

司 会： それでは、 です。漂流水が地下浸透した後、沈殿、滞留しているのではありませんか。あるいは流れ出ているか。早急に調査されたいという件に関して。

大日向副参事： この件につきまして、調査を、いわゆる水処理施設の建設前ということで、今年の 10 月下旬から調査に着手致します。以上です。

司 会： 、水処理施設の建設にあたって、相当量の捨て土が予想される。それから、その処分の方法をお知らせ願いたい。水処理施設本体の建設予定地の地下部についての土壌調査についても結果をお知らせ願いたいと。

大日向副参事： これにつきましては、水処理建設をする場合には、残土とかそういうものが出て参ります。これらと、更に周辺土壌につきましては、汚染土壌調査を実施致します。汚染土壌と確認されたものは、撤去することを基本と致します。なお、こういう調査のものにつきまして、調査結果は町や住民の方々に立会いをしていただきながら、調査結果については公表して参りたいと思っております。以上です。

司 会： (5) は情報公開及び十分な説明の問題だと思います。 、新設されました報道監の職責、分掌する業務についてということ。これは私の方からお答えさせていただきます。

原状回復対策は、実施計画に基づいて実施されるものでございます。その内容については、十分に住民の理解を求めていくことが必要不可欠でございますので、住民説明会ですとか、原状回復対策推進協議会において、十分な説明と意見交換を行うこととしております。

そのために、本日もそうですが、現地を訪れることにもなりますし、様々な調整を必要とすることが予想されますので、頻繁に、今週ももう既に明日を含めると 3 回ですが、頻繁に訪れることになると思います。これからは、事業の進捗状況ですとか、処理状況について情報を積極的に公開していくことになると思います。

です。原状回復対策推進協議会等についてです。こちらは山田の方からお答えします。

山田副参事： 推進協議会のほか、ということですが、これは前提として考えていたのは、国などの色んな研究機関とか学術団体とか、そういう学識者といいますか、そういう所などを想定していました。

司 会： です。ここの現場は、一般的な例は通用、適用できないのではないかと、というご質問です。こちら山田から答えます。

山田副参事： 先ほどから言っていますが、実際掘って行って、撤去をしながらその状況を見て、それで再利用が可能と思われるようなものについては、皆さんの方に提案して、皆さんの意見をいただき合意が得られれば再利用もしたい、という考えだということです。

司 会： 、土壌環境基準を満たす堆肥様物など、最終的に土壌に還元される性質のものがありますが、生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物や土壌は、撤去の対象となるか、重ねて問われております。

山田副参事： 実際、土壌環境基準を満たしていても、具体的にどういう場合があるかわかりませんが、生活環境の保全上支障があるという場合は、これは当然法律上生活環境保全上支障があるものは除去するとなっていますので、そういうものがあれば、それは除去の対象になっていきます。

実際、今の所はボーリングしかやっていないので、土の中のことはよくわかりませんが、例えば、これから掘って行ってみて、本当に何と言いますか、汚染されたものと汚染されていないものが混ざるとなっていて、分離するのが殆ど困難だという場合には、当然それは再利用などは出来ないだろうと思っています。

司 会： です。住民の方々のコンセンサスとありますが、このコンセンサスは同意と解して良いか。また、同意はどのような方法を持って得るのか、についてです。

山田副参事： これは実際、推進協議会で色んな議論をしていただきますので、推進協議会の事務局は県ですが、あくまでも推進協議会の会長を中心として、推進協議会のメンバーの方で、それに同意できるかどうかを判断してもらうということです。

司 会： 、再利用、現地で有効活用とあるが、再利用とはどういうことか、という件についてです。こちら山田の方から答えます。

山田副参事： 再利用するものの種類とか、再利用の方法というのは、実際掘っていきながら、皆さんと相談しながらになりますので、今の時点でははっきりは言えませんが、これまでの説明としては、汚泥とか堆肥様物で、もし綺麗なものがあれば、そういうものは現場の覆土、廃棄物を掘った後の覆土に使いたい。

それから、そういう物をどこに一体置いておくのか？ということですが、それは現場の撤去した後に、汚染の恐れがない場所、そういう所に置いておきたいと思っていました。

司 会： （ 6 ）この様な原状回復対策によって、流域の方々が安心・安全に暮らしていけるものと確信しておりますという項目の中で、改めて基本とした理由を尋ねたいと。

山田副参事： これは先ほどからの説明のとおり、あくまでも全量撤去が基本でして、再利用ありきと言いますか、再利用を前提として考えているわけではありません。皆さんと相談した上で、もしそれが再利用出来る、再利用して良いということであればやりたいということです。

司 会： （ 7 ）岩手県とも十分に連携して対応して参ります、についてです。こちらは少し丁寧に回答をお願い致します。

山田副参事： 岩手県との連携ということで、色んな連携をしております。今特に問題、岩手県と相談しているのは、いわゆる汚染拡散防止壁、遮水壁ですね。この話は岩手県の方にも必要だと。青森県としては、岩手県の方にもそういう汚染拡散防止対策、十分なものやって欲しいということで要望、協議中です。これについては、必要があれば、それぞれ県の方で協議会を持っていますので、その協議会の合同開催で検討ということも考えています。

司 会： その他の事項です。

まず 10 年間で不測の事態が起こった場合、計画通り達成出来ないこともあるのではないかと。その場合は、最後まで県が実施するということを確約していただきたいというものです。

山田副参事： これについては、出来るだけ特措法の期間内で有利な支援を得たいという

ことで、24年度までに撤去、原状回復を完了したいと思っておりますが、もし何らかの事情があって、原状回復が24年から遅れるということになりましても、当然、原状回復が終了するまでは県が責任をもってやります。

司 会： 2の現地処理施設建設に対する県の考え方について。(2)個別的に疑義のある事項についてです。

まず、の特別措置法の期間内での実質稼動期間について。アセスメントと設置及び処分業の許可は同時並行で進むことが出来るのではないかと。長くても4年以下で可能ではないかと。先ほどの説明と少し重複するかもしれませんが、これについて回答をお願い致します。

山田副参事： アセスとか、それから設置許可を同時並行というのは、これは制度上出来ないことになっています。あくまでもアセスが終わってから、設置許可申請をするというふうな制度になっております。

それから、小規模なものを組み合わせて、例えば、おそらく90トンのものを2基なり3基作ったらどうかということかと思いますが、これも見解としては、やはり一つの事業としてみなされると。それじゃ、どのくらい離れば良いということもありますが、それは事業目的なり、それから焼却炉の性格なり、そういうものを見て判断することになります。一つの事業というふうにみなされると、ある程度近くにあるものについては、それはトータルで、足し算をして、アセスの対象になるかどうかという判断するそうです。

司 会： です。施設の規模、性能及びその費用についてご説明をお願い致します。

山田副参事： これについては、100トン未満の処理施設を設置する場合、この場合でも、質問状の中にはインフラの必要がないものもあるというふうなこともありましたが、私共の今までの知識、情報の中ではちょっと、ある程度インフラは必要だというふうな理解をしています。

それから熔融炉で発生してスラグ、これは路盤材等で再利用出来るのではないかと話もありますが、必ずしも全て路盤材等で再利用出来るかというのは限らないということで、場合によっては、熔融炉なり焼却炉を作った場合には、その近くに最終処分場も建設すると、セットになるということも考えられます。

そういう場合は、最終処分場がこの近くにあっても良いのかというふうな、そういう疑問というか、そういうものは持っています。

前回は現地処理施設については、県としては期間の問題と費用の問題、県が

主体となってやるのは出来ないというお話をしました。民間企業が独自に自分達の採算性なりを考えて、メリット、デメリットを考えて、それから住民対策を考えて、現地に作って納入したいということは、それはそれぞれ民間企業の方で判断していただければ良いのかなと思っております。

司 会： の1です。現場外の既存処理業者活用による、全量撤去の問題点への対応についてです。既存処理業者の実態を県は明言していないという。住民の最も心配すること、これが不信を募らせているというご質問でございます。

1として、特管相当廃棄物を処理出来る県内の施設の一日の処理能力、それからそれが10年間受け入れ処理出来る一日の処理能力について、これも山田から答えます。

山田副参事： 特管相当廃棄物の処理能力、県内の処理施設ということですが、これは青森市の施設が450トン、一日。それから、八戸市にある施設が一日180トン、という能力がありますが、余剰能力といいますが、それについては今のところ一日220トンということで聞いております、確認しております。

司 会： 2つ目です。その2業者の処理施設で、確実に10年間で処理出来るという担保について質問されております。

山田副参事： これは特管相当ということで、特管は33万、今のところは推定33万 m^3 ですが、もし今、余剰能力220トンで、なかなか追いつかないと、施設も色々な事情とかが出てきますので、もしそういう220トンで特管を片付けるのは追いつかないという事情が出てくれば、他県といいますが、その処理施設にも応援をします。これについては、県の方の事務局とも一応の相談をしております。

司 会： 3番目です。この2業者が受け入れ困難となった場合の回避措置として、他県の業者の処理能力と受け入れ可能な能力についてです。

山田副参事： 今、ついでに言ってしまいましたが、他県の施設を考えているのは、現在1業者を想定していますが、その1業者の現在の処理能力は480トンです。現在のところ、受け入れ余剰能力というのが70トンということで、余剰能力が少ないのですが、ただ、現在休止中の施設がありまして、この施設を稼働させれば1日500トンの処理能力、余剰能力は生まれるということです。

司 会： 特管相当廃棄物以外の廃棄物の区分毎の具体的な中間及び最終処分方法、及

び県内で想定している処理委託先についてです。

山田副参事： あそこの色んなゴミがありますが、その種類毎となりますと、汚泥については、大体県内で 10 社程度あるということです。それから燃え殻については、これは 6 社程度。それから、R D F 様物、これはちょっと特殊といいますが、中が金属くずとか、ガラスくずが入っていますので、これを処理出来るのはまず 2 社だろうということです。それからパーク堆肥、これについては特管でないものは、木屑扱いになりますので、木屑として処理出来るところは相当数県内にあるということです。

司 会： 5 番です。8 月 16 日に措置命令でゴミ固形物青森市の青森リニューアブルエナジーリサイクリング株式会社で処理されておりますが、その運搬を行った業者名、それから運搬車両の種別、構造、運搬ルート、1 トンあたりの費用の明細等についてお知らせいただきたいというものです。これは八島の方からお答え致します。

八島副参事： それではご説明致します。

措置命令で首都圏の排出会社、これは 4 社が撤去しておりますが、その関連の質問についてお答え致します。

まず、運搬業者名ということですが、八戸市にあります「環境技術株式会社」こちらの方でゴミ固形物の運搬を行っております。

次に運搬車両の種別と構造ということですが、種別としましては、10 トンダンプ車ということで、積載量は 9,500 kg。構造につきましては、シート天蓋あり付きということで、あと米印で注意書きをしておりますが、当日は被覆強化のため補助的にブルーシートを用いたということで、このへんは廃棄物が飛散、飛ばないようにということで十分留意したということです。

3 番目の運搬ルートということですが、不法投棄現場から県道 181 号を通りまして、国道 104 号に出まして、あとは国道 4 号を北上しまして、みちのく有料道路を通過して青森国道 4 号、そしてバイパス国道 7 号を通過して青森の中間処理場の方まで行っております。

次に 4 番目として、熔融処理されたスラムなどの最終処分先ということです。場所と業者名ということです。まず、焼却熔融後に生ずるスラグということですが、これにつきましては、有価物として土木工事業者に売却され、路盤材等として利用されております。具体的な売却先及び売却費用につきましては、営業上の公表出来ない旨の回答を中間処理業者であります、青森リニューアブルエナジーリサイクリング株式会社。一般的には青森 R E R と言っております

が、そちらの方から受けております。そのへん、ご理解いただきたいと思ます。

また、焼却溶融に伴う排ガスから生じる飛灰、中和灰等につきましては、東京都の業者、本社は東京なのですが、八戸製錬株式会社、実際の処分施設につきましては八戸市の方でございます。そちらの方が処分しております。

次に5番目として、処分に要した1トンあたりの費用の明細ということですが、まず運搬費、これは田子町現場から青森市内中間処理場までの運搬費用ということで、ゴミ固形物1トンあたり13,500円となっております。ただ、この額につきましては、注の方に書いてありますが、10トンダンプ車により田子町から青森市内までゴミを、固形物を運搬した場合の1台あたりの費用54,000円を当日の撤去手数料、約4トンで除して割って1トンあたりの費用が出されているということですので、撤去数量が増えれば当然単価が安くなりますし、減れば高くなるということで、そのへん単価が異なるということをご考慮いただきたいと思ます。

次に中間処理費です。ゴミ固形物1トンあたり35,000円となっておりますが、注に書いてありますが、そのへんの事情がありますので、そのへんをご注意いただきたいと思ます。

(3)最終処分費ということですが、これは八戸製錬の委託分ということですが、これにつきましては、営業上の理由から公表出来ない旨、受けておりますので、ご理解いただきたいと思ます。また、注で書いてありますが、このほかにゴミ固形物と合わせて燃え殻もということですが、掘削費用として95,000円ほどかかっております。

また、質問の方で8月16日撤去ということになっておりますが、履行期限が8月16日ということであったのですが、実際の撤去は8月7日になっております。

以上でございます。

司 会： それでは の2です。搬出、大型車両の往来に伴う騒音・振動、交通事故の問題等についてです。撤去に伴う車両の予定通行ルートについて。こちらの方は周辺対策推進担当の近藤からお答え致します。

近藤副参事： ご説明致します。現在、環境省の基本方針に則した実施計画の策定作業を行っております。環境省の同意を得た後、具体的な搬出先を決定することとしておりまして、その際、搬出車両の分散化によりまして、生活環境への影響が出来るだけ少なくなるように注意して検討したいと思っております。

司 会： 二つ目です。通行ルート毎の見込み車両台数、走行時間、時間帯、騒音・振動・粉じん等の環境影響予測と評価についてです。

近藤副参事： 平成 15 年度から 18 年度の 4 年間、これは約 96,000 m³を撤去する予定でして、この 1 年間の作業日数でございますが、今のところ土曜日、日曜日、祝日、それから冬の悪天候の日を除きまして、稼働日数を 215 日と想定しております。これに基づく 4 年間の 1 日あたりの平均を考えますと、片道 11 台、往復 22 台程度と考えております。

それから平成 19 年度からは本格的な撤去作業になりますが、これも同じく 1 年、215 日稼働ということで想定しまして、1 日あたり片道 45 台と考えているところでございます。

走行時間でございますが、8 時から 17 時、夕方の 5 時までの間で、通勤・通学に影響のある時間を除いた時間帯を考えております。

それから現場に洗車場を設置しまして、現場内で付着した泥などを外に出さないように、環境に悪影響を及ぼさないようにということで措置したいと考えております。

それから現場周辺の集落におきます大気汚染に関する環境モニタリング調査、これを行いまして、工事車両の通行に伴う影響を把握し、適切な対応が速やかに実施できるようにしたいと考えております。

司 会： 続いて 3 です。運搬車両の概要と委託方法について。こちらも近藤から答えます。

近藤副参事： 廃棄物の種類、形状によりまして、専用の車両を用いて運搬することが必要だと考えております。液状のものについては、バキュームカー、それからダンパー車と呼ばれるものですが、それで直接液状のものを吸引して、そのまま処分先に運搬ということになります。

それから、その他水分の多いものにつきましては、フレキシブルコンテナバック、あるいはドラム缶といった容器に詰めて、液漏れがおきないように運搬するというところでございます。

それから揮発性の高い廃棄物。これは先ほどのフレコンバックとか、ドラム缶に密封して運ぶほか、トラックの上に覆いがついた、全部密閉式の車両をもって運搬して、大気汚染の防止を図りたいということでございます。

処理業者と運搬業者を同一にするかどうかということでございますが、これは総合的かつ慎重に判断する必要があるということで、これは検討を重ねた上で決定したいと考えております。

司 会： 4番です。土日、休日及び冬期結氷期間にも運搬を予定しているかどうか。融雪剤による影響等の予測と評価についてです。

近藤副参事： 先ほどもご説明しましたが、土日、祝日の運搬作業は行わないということと、12月中旬から3月のいわゆる冬期間ですが、これも悪天候で作業の支障がある場合を除いて、平日は運搬作業を実施したいと考えております。融雪剤の使用もスリップ事故防止ということから必要になる場合も想定されておりますが、種類も含めて十分に検討していきたいと考えております。

司 会： 5番です。国道、県道などの改良整備予定の有無についてです。

近藤副参事： 現在、搬出作業の具体的な通行ルートが決定しておりませんが、国道104号につきましては、改良率が96%とほぼ完成していると。それから原地区におきまして、急カーブでありますので、見通しをよくする事業が進められているところでございます。

司 会： 6番です。車両の分散化とは、その具体的対応を示されたいというものです。

近藤副参事： 先ほど1番と2番に関連するところでございますが、現在、実施計画の策定作業を行っておりまして、その環境省の同意を得た後、具体的な搬出先を決定して、その際、車両の分散化に進めたいということでございます。

同じく、15年度から18年度の4年間は、稼働日数215日で、4年間平均で片道11台。それから19年度からは1日あたり、片道45台ということで考えております。

司 会： 7番目です。走行速度の制限についてです。

近藤副参事： これは、市街地、それから人家が連なっている場所におきまして、極力減速して走行させるということで、交通安全の徹底を図っていきたいということです。それから交通渋滞の発生の可能性につきましては、1日のうちでも車両の通行が集中する朝の通勤、通学の時間帯、この時間には搬出車両を運行させないことによって、かなり防ぐことが出来るものと考えておりますが、仮に交通渋滞が頻繁に発生するようでございますと、車両の運行を見直すとか、そういった改善策を講じる必要があると考えております。

司 会： 8 番目です。誘導員の配置についてです。

近藤副参事： 現段階では、県道の“道前浄法寺線”と現場内に通じる町道の分岐点に2名配置といったことが考えられますが、今後の具体的な通行ルートの策定と合わせて、その他にも交通の安全の確保の上で配置が必要な箇所、これについて検討してまいります。

司 会： 9 番目です。撤去作業に伴う騒音と振動が懸念されております。騒音に関する環境基準について、こちらも近藤から答えます。

近藤副参事： お話のありました、AA類計というのが最も厳しい所でございます、療養地域、病院とか福祉施設が集中した地域がAA類計に分類されておりますが、全国的にみても、仙台市的一部分とか、ごくわずかの区域でありまして、県内にはAA類計の所はございません。これも都市計画法に基づく地域が定められている場合でございます、田子町の場合は、この都市計画法に基づく用途区域が定められておりませんので、それに対応する具体の基準というのがありますが、自然条件とか、あるいは住宅の立地状況を勘案しながら対応していきたいと考えております。

司 会： 10 番目です。交通事故などの不測の事故が生じた場合の対応についてです。

近藤副参事： 搬出車両の通行にあたりましては、警察等の協力も得ながら、交通安全指導の徹底を図って、交通事故発生ゼロを目指していくということに取り組んでいきたいと考えております。もし万が一交通事故が発生した場合ですが、県が直接補償交渉等を行うということはなかなか出来ないことですが、迅速かつ適切に進められるよう、関係者と調整を図っていきたいと考えております。

司 会： 3 番目です。農林水産物の風評被害に対する県の考え方についてです。

(1) 風評被害との関係をどう県が考えているか。こちらも近藤から答えます。

近藤副参事： 考え方でございます。田子町の農林水産業、これが安全・安心に営まれる環境づくりとして、風評被害の防止は非常に重要であると認識しております。原状回復について、汚染拡散防止を最優先することを基本方針として、そのため廃棄物、汚染土壌の全量撤去を基本としたこと。

それから今後、原状回復作業の進捗状況などの情報を積極的に広報、それが

ら情報公開していくこと。こういったことで風評被害の防止に非常に重要なことであると考えております。

具体的な取り組みとしましては、風評被害対策も含めた周辺対策について、県全体として取り組んでいくということで、副知事を本部長とする県境再生対策推進本部、これを9月の県境再生対策室設置と同時に設けたところでございまして、風評被害の防止対策を検討してまいります。

司 会： (2)です。香川県豊島の不法投棄事件では、風評被害対策として、香川県が30億円の基金造成を行っております。青森県では、基金造成による対策を講じる考えがあるかないかについて問われております。

近藤副知事： これも風評被害対策を含めた周辺対策について、先ほど申し上げました副知事本部長の県境再生対策推進本部を設置して、関係する部局が連携しながら、それぞれの役割分担の下で、風評被害の防止について、今、検討しているところでございます。

司 会： これで皆様からご質問のございました事項について、回答、大変に駆け足で失礼かとは思いますが、回答をさせていただきました。どうでしょうか？ここでもし休憩を入れた方が良ければ、10分ほどの休憩を入れて、質疑応答に参りますし、このまま続けて良いという皆様からのお声があれば、そのまま続けさせていただきますが。

続けた方が宜しいですか。

では、タイムイズマネーで、時間がもったいないということですので、それではここから質疑応答にまいります。

まず、お願いしたいのは、お名前をおっしゃっていただいて、お手を挙げていただいて、お名前をおっしゃっていただいてご質問を頂戴したいと思います。はい、お願い致します。

山本さん： まず、数ありますが、私は一つだけ質問させていただきます。

最後の風評被害についてお尋ね致します。風評被害が出ないような対策は、今説明を伺いました。当然これはやっていたかなければならないと思います。これは是非お願いしたいと思います。

ただ、もしも出た場合の対策がまだ一つもここに明示されておりません。何故そういうことを言うかという、私達は前に全国環境保全型農業コンクールで優秀賞を頂いております。その後、このような全然逆のようなことで、田子町が報道されております。有り難くない日本一ということで田子、田子と。まず

田子と言わないで県境と言えばいいのだけでも、田子が先に出るものですから、「あのコンクールで優秀賞を貰った所かな？」と言われると、どのへんで風評被害と認定するのか。全くその物が売れなくなった時、風評被害が出たというのか。そのへんの見解を私は一つお伺いしたいと思います。田子是有機米をはじめ、ニンニク、野菜を一生懸命農産物を有機農産物ということで頑張っております。そういうふうなことで、大変こういうふうなことが大きく影響されると思います。そこで、どのへんで風評被害が出たのか、という判断ですね。それを一つ、どこで判断するのか、どのへんで境を見るのかお伺いしたいと思います。以上です。

司 会： これについては、室長からお答え致します。

三浦室長： では、私の方から申し上げます。結論から申し上げて、どういう段階で認定とか判断をするのかということではありますが、現時点では大変申し訳ありませんが、まだそういう基準というか、度合いというか、それはまだ決めかねている状況であります。

ちょっと話が逸れますが。先般、私、子供のことで埼玉県のある郊外の町へ寄ってきたのですが、豆腐一丁とか、小さな店の前を通りまして、フッと見たら、ニンニクが売ってあったのです。まだその時はこの仕事をする前の8月中の段階だったのですが、一緒に行ったものが寄ったものですから、そのニンニクを手にとって袋を見たら、田子産のニンニクだったのです。こういう所、全国に販路が広がっているということは聞いておりましたが、こういう小さな店でも田子産のニンニクが扱われているということに、青森から離れてそういう埼玉の所で、ちょっとした感動を覚えたわけです。それが今、こういう仕事を担当することになりましたが、おっしゃったように、ニンニクをはじめ野菜とか、いわゆる田子ブランドが全国に非常に販路を広げて、これが田子町の大きな財産になっているということは十分理解しているつもりであります。

ただ、風評被害がおきないような対策、これは勿論講じなければなりません。が、万が一にそういう事態になった場合、じゃ、どうするのか？という。そういう判断をどうするのか？というようなことは、まだはっきり申し上げて決めかねております。これは町とも相談をしながら、どの様にしたら良いのかというのは、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

司 会： 山本さん、宜しいでしょうか。では次の方、後ろの方の黄色いジャンパーの方。

沢口さん： 沢口といいます。今の風評被害とちょっと関連しているのですが。以前、知事がいらっしやった時に、場合によってはトップセールスも考えているというふうなことを自らおっしゃっていましたが、そのへん、室長もまたそこまで踏み込んでのことはお考えでしょうか。

司 会： じゃ、いいですか、室長からで。お願い致します。

三浦室長： 知事が発言したことは、非常に重いものだと思います。その方針に添って、これは同じような考えに立つべきだろうと考えております。部下として。これは方針が同じだと思います。

司 会： 宜しいでしょうか。

沢口さん： 続けてですが。今、役所特有なのですが、いつも組織をコロコロ変えて、それで事が足りるとされれば非常に困るわけで、いつ頃、この対策推進本部というんですか、それぞれの役割分担の下で、風評被害の防止対策を検討していきますと。この検討した結果というのは、いつ頃出される予定ですか。

三浦室長： この対策推進本部、これは各部の部長がメンバーになっております。その下に各部の課が、課長が幹事ということで、幹事会というものを組織しております。先般、2、3日前ですか、初めて現地の方に推進本部のメンバーが、本部とその幹事会のメンバーが現地を訪れまして、それぞれの自分の所管する部門においてのこちらの再生というか、周辺対策について、どういう対策が出来るかということをも十分肝に銘じながら帰ったと思っておりますが、これから推進本部なり、その下の幹事会なりを何回か開いて、それぞれの所管する部門で、どういう対策が出来るかということを検討していきたいと思っております。

ここに、この回答の中にはまだ本当の具体的なことは書いておりません。これもやはり、先ほどの風評被害と同じように、これから急いで色んな対策を検討していかなければならないと思っております。

沢口さん： すいません。大まかでいいのですが、いる頃までにその対策を出せるのかとお聞きしたのですが。

三浦室長： 16年度の予算にのせれるものはのせたいと思っておりますが、今、何をのせるかということについては、まだちょっと時間を貸していただければと思いま

す。各年度で出来るものをそれぞれの部から、あるいはうちの室の方から予算要求をするということになると思いますが、当面は 16 年度何をやるかということですが、これはまだ現時点ではもう少し時間を貸していただければと思います。

沢口さん： 早急をお願いしたいのです。

あと一つ。最後なのですが、大日向さんが言っていました、仮設浄化プラントですか。これは年内に作るわけですね。

大日向副参事： ここに書いてありますが、年内に稼働させるということで、目標で今現在進めております。ですから、まず、間違いなくやるという気構えでおりますが。

沢口さん： 気構えだけですか？

大日向副参事： いや、ですから手続きも進めていますのでやります。

沢口さん： やって下さい。

大日向副参事： はい。

沢口さん： それと合わせて、遮水シートの方なんかはどうなんですか。これはもう無理ですか、今年は。

大日向副参事： これにつきましては、実際、これから設計とかそういうものもありますし、雪が降る時期になって参りました。ですから、遮水シートそのものは直接出来ないにしても、排水工とか、そういう分離するものは出来ると思いますので、そのへんは雪が降ってもやりたいと考えております。
以上です。

司 会： 宜しいですか。

沢口さん： もう一つ、すみません、これで最後にします。

この仮設浄化プラントとアクセス道路、同時に着工できるよう手続きを進めていると。アクセス道路の方はどうですか。

大日向副参事： アクセス道路につきましては、現在、先ほども言いましたけども、依頼文書とか色々出しています。ただ、雪が降りますと、どうしても舗装が出来ないものですから、これにつきましては一応田子さんの方にも言っておりますが、一応雪が降るようになれば、来年の、いわゆる4月早々にでも着工したいと。それまでに準備を進めるということで考えております。

以上です。

司 会： 宜しいですか。すいません、前の女性の方、グレーのブラウスの方。

宇藤さん： 宇藤あき子です。

原状回復対策推進協議会のメンバーに入れていただいている者です。この原状回復対策推進協議会などにおいて、という項目がございますが、ゴミの問題はとても難しい問題が多いものですから、是非、田子町の集約した意見を聞き入れていただくためにも、田子町で作っております“住民協議会”のご意見もお聞き入れいただきたいと思うのです。その点については、田子町の多数のメンバーが入っているというふうなご説明ですが、私共は5名の参加でございますので、そこらへんも含めて回答をお願いしたいと思います。

司 会： いいですか、これは室長から。

三浦室長： 確かに、推進協議会、まだこれは1回も開いていないのですが、11月に入ってからになると思いますが、最初の協議会を開きたいと思います。その中に、田子町の住民代表もお願いしているところですし、二戸の市の代表の方も入っていただいているということでもあります。お話にあったその住民協議会という、ここにも書いてありますが、このご質問の中にもございましたが、今の段階、これを書いていた段階で、どういう協議会なのか、ということがまだ良く分からない部分があったのは確かですが、先般、町長さんから委嘱されたというようなお話を伺いまして、そういう協議会が出来たんだな、ということは分かったわけですね。県としましては、推進協議会の中に入っている代表に、住民協議会の方々が十分意思を通していただければ、かなり機能としては住民の代表の方、田子町の意見の集約が出来るのではないかと、現時点ではそういう考えでございます。

ただ、色んな方面で意見を聞くということは大事なことかと思っておりますので、このへんは色んな方法があろうかと思っておりますので、これから検討、皆さんと一緒に検討させていただければと思っております。

司 会： 宜しいですか。続けてどうぞ。

宇藤さん： 県の方々も「検討させていただきます。」とおっしゃいますのと同じように、私共も難しい問題がおきれば、やはり町の方というか、私達と一緒に相談し合っている者同士、やはり検討しなければならない項目も出て参ると思いますので、その点はどうぞ宜しくお願い致します。

司 会： 十分に県としても情報公開をしながら進めて参りますので、その点にご懸念のないようにしていただきたいと思います。すいません、そちらの黒い背広の方です、どうぞ。

山本さん： 山本と申します。

先ほどの風評被害につきまして、関連で質問させていただきます。

お話、あるいは回答書を見てみますと、風評被害については、今後防止するというふうな論調が強いのかな？とっております。しかしながら、田子町の方では、問題が発生して以来、様々精神的な苦痛を味わったわけで、そのへんにつきましては、風評被害があったのか、なかったのか。そういう認識はあるのか、ないのか。これは、何度も会合が開かれた時に、今まで風評被害、様々な苦痛がありましたと。何とか県の方でそれらを汲み取っていただけませんか、というお話は何度もあったはずなのです。それに対して、それは全くないしで、今後の分からしか考えませんよ、というふうなお話では、これは話が全く違うのではないかと。

2番のわざわざ豊島のお話を出したのは、その様なことが図れないのであれば、こういうやり方も解決もあったのではないかと。そういうふうな検討も含めて考えて欲しいということでこれは出したはずなのです。今後のことばかりを言われても、今まであってきたものが、そんなにも評価されない、検討されないまま、今後、今後と、これはずっと、今の今後ですから。これから先も今後今後になる可能性があるのではないかと、そういう不信があるわけです。ですから、風評被害を考える時には、この問題が発生した時点からどうであったのか。これをやはり1から洗い出しをしてもらわなければ、根本的な風評被害対策というふうなこととして、我々は認められないのではないかと思いますので、ご見解をお願いします。

司 会： 室長からお願い致します。

三浦室長： まだ、私も非常に勉強不足な分がありまして、風評被害、今までどういうふ

うな内容があったのかというのは、町の方からも聞かせてもらわなければなりません。そういうふうな事情がもし、今まであったというふうなお話ですので、あったと思います。前のことも記録を辿りながら、私なりに勉強させてもらって、防止ということは勿論、これからのことは大事なのですが、今までどういうふうな状況であったのか、どんな風評被害。今日もテレビに出ておりましたが、所沢の裁判の件が出ておりましたが、ああいうちょっとしたことから色んな問題がおきるということもあったわけですから、そのへん、少し前のことは勉強させていただきたいと思います。今日は確かなご返事というのが出来なく、申し訳ございません。

司 会： では続けて山本さん。

山本さん： 続けて質問致します。

先日、東京の業者が搬出致しました廃棄物、事業者、運搬業者名とか記載されております。搬出された廃棄物の性状は如何なものを搬出されたのか。これが明確にされていないようであります。

それから、通行ルートを含めます分散化というふうなお話もありますが、まだ決まっていないというふうな話でございます。しかしながら、もう既に説明会は、国に説明するものは間近でございますね。そうしますと、決定しなくても、何ルートをお考えになったのか。これは、何ルートを考えたということは、それさえも言えないということはないですよ。何ルート考えているのか。検討したのか。これは明らかにして欲しいと思います。

司 会： それではまず、最初の措置命令は、これは立会いました八島の方からまず回答させていただきます。

八島副参事： お答えします。排出されたゴミなのですが、本県側からはRDF様物ということで、ゴミ固形物なのですが、これにつきましては、撤去前に、撤去現場から試料分析ということで、事前にそのへんは分析して、結果が出るまで1か月程度かかったのですが、内容に問題はないということで、特管相当とか、そういったものが無いということで、問題無いということを確認した上で撤去しております。これにつきましては、8月7日撤去のほかに、10月1日も2社撤去しているのですが、その際も事前にきちんと試料分析した上で問題が無いということを確認して上でやっておりますので、そのへんはご心配しなくても結構かと思えます。

司 会： 搬出ルートにつきましては、大日向の方からお願いします。

大日向副参事： 搬出ルートでございますが、3ルート考えております。県道から104号を通る秋田へ行くルート。更には104から国道を通るルート。更には、104から八戸へいくルートがございます。それは一つのルートとして考えて、あとは今の・・・かどうか。それらのことも検討して一応3ルート考えております。宜しいでしょうか。

山本さん： それらにつきましては、先ほどの実際運んだものにつきまして、このルートにつきましては、これは業者にお任せしたルートでございますか。

大日向副参事： 現在、撤去しているのは、措置命令の履行ということでやっておりますので、実行する、撤去そのものを実施するのは排出事業者ということになりますので、排出事業者が収集、運搬業者と契約した上で撤去するという事です。基本的には業者の方で運搬業者とやった上で決定しているということで、何か問題があれば、当然行政として指導なりしていくということになります。現在の排出事業者、措置命令の実施ということであれば、あくまで主体は排出事業者になるということです。

今後、県の方が代執行なりで撤去するという事になれば、また対応は変わってくるかと思えます。

山本さん： これにつきましては、町の方に通達なり、このルートで行くというふうなお知らせは特に無かったということになりますね。

司 会： いいですか、八島さん。

八島副参事： 今回というか、措置命令の実行ということで、事前にこの日撤去しますよということは、事前に町の方に通知してはりましたが、具体的なルートまでについては、お知らせしていなかったかと思えます。

司 会： 宜しいですか。

山本さん： 先ほど、環境影響評価等々の難しい手続きがあるというお話はお伺い致しました。そうしますと、こういうふうな搬出する物につきましては、別に難しくないんだよ、というふうな認識のようですが、やはり、そういうものにつきましては、事前に通達なり、あって当然ではないでしょうか。この何ルートか検

討しております。しかしながら、色んな心配があって、色んな様々な問題があって、現地からの運び出しはなるべく控えるようなやり方をしてくれないか、というお願いをしております。それらをクリアするようなお話をしておりますが、それらの住民に対して理解を求めるような、そういう動きは今まで聞いたことがありませんし、そういうふうなお願いは聞いたことはありません。

やはり、ハードルを、こちらのハードルを高くするのは分かります。難しいことは分かります。けども、何故そうなのか、というふうな心配は何なのか。これをはっきり認識していただかないと、ただただ、公道であるから、町の皆さんの同意は必要では無いのではないかというお話を、これは排出業者が誰であれ、運搬するのが誰であれ、同じゴミなんですよ。誰がやるからではなく、そういうものは片方のハードルを高くするのであれば、自分達もきちんとそのへんの手続きをやって、それで良いかどうか確認をとってからやるべきものではなかったのですか。

司 会： これについては、大日向副参事から。

大日向副参事： やはり皆さんにも連絡できるように配慮していきたいと考えております。以上です。

司 会： お名前をお願い致します。

山崎さん： 今日、お見えになっている県の職員の方々に、豊島、直島の現場を見た方がおられますか。豊島、私も機会がありまして何日か前に豊島、直島を見て参りました。そこでは、その搬出その他のマニュアルというのは、非常に厳しい枠をはめております。今の山本さんのお話ではありませんが、今のような排出業者が責任を持ってやるということは、同じくまたその積んだトラックが、道路なり何なりに公害を蒔き散らかすという可能性もあります。物凄い厳しいマニュアルを作って、それで処理しています。

結論から申しますと、出来たら豊島、直島方式で、田子町の県境のゴミを処分していただきたいものだと、そういう感じがします。

それから、運行の件です。今、あその道路は、今は県道になっていますが、元々は和平の開拓道路として作られた道路です。その後、県道となっていますが。ダンプの運行を見ますと、何処でもダンプが優先された形で運行がなされています。あの道路は生活道路であり、更には農耕用の道路であります。ですから、逆にダンプが一般の車が来たら、ダンプがよけるという、そういう形の運行マニュアルを作らなければならないのではないかと思います。そうなりま

すと、今、拡幅するなり、ダンプの退避場を設けるなり、そういう方法をやらないと、あの県道にダンプが入ると、後ろから追い越すことも出来ませんし、大変なことになると思います。そのへん、全然考えないで、何処にたたえ木を立てますとか、何とかというそういう方法では依然として運搬の問題は解決しないし、そういうしっかりとしたマニュアルを作って、それからそういう業者なり何なりにやらせるという方法も必要ではないかと。

あと2、3点。

今、水処理施設の仮設をするという、そういう話をしていましたが、その規模、仮設はどうで、本当の物はどれ位の規模で、日何トンなりの処理が出来るという、そういう何があるのか。それから、設置場所が今のラグーンに作るのが一番良いのではないかという、そういう気がします。そうなりますと、ラグーンの水を抜く、今のままでいくと、あの水は全部地下浸透しています。それを熊原川なり、杉倉川に行くという、そういう水路なり何なりを作って、悪い水と雨水と分けていかなければならないことだと思います。防水シート、豊島では5 ha です。5 ha ですから良いわけです。今、岩手と青森県という、20ha にもなります。どういう形で防水シートをかけるのか。更には、100 mm、50 mmの雨が降った場合に、その量は何十トンになるのか。それを雨水をどう処理していくのかという、そういう問題もない。ですから、やるやると言うのだけでも、そう簡単に雨水と今ある水とを分別してやるというのは、至難の技だと思います。そのへんも考えて、何か聞く所によると、21日に基本計画、実施計画を説明して、それを国に、という話にもなっていますが、そのへんのあたりの何は、本当に微々細にわたって、現地も調査して何していると思いますが、全く我々から見ると、何か机上のマニュアルだなという、そういう気がします。あそこの現況を詳しく見て、そういうことをやらないと、何もかも駄目になるのではないかという気がします。

とにかく、その水処理施設、豊島ではたった5 ha の処理のために、何億という水処理施設をやっています。今、仮設でやる、アクセス道路もやる、と言いますが、その最終的な仮設はどれ位の処理能力で、本体になればどれ位の処理能力があって、あそこの雨水と汚れた水をどう分離して、それを大きい川までどういう形でやるか。結局は、あそこが環境基準からいうと、あそこの水は全然、そういう何は無いという。そういう答えです。私が何回も言っているのは、あの沢に何故イワナも何も溯上してこないのか。元々は、イワナが一杯いた沢なのです。これは境の沢も同じです。そこに来ないというのは、基準だから良いと言ってしまえば、そこがここの同等の何に処理しますよというのと矛盾しているのではないですか。同等にやるということになると、その環境基準、基準と言わないで、イワナが溯上し、カジカが住める、そういう川にならないと、

そういう処理の仕方をしないと駄目ではないかという気がします。だから、そのへんを国に出す基本計画何なりを、その基準以下だったら良いからやるとい
う、そうではなく、隣りと同じように回復していきますよということですから、
そうなりますと、影響の無い沢、イワナが住める沢の様な状態までもってい
かなければ意味がないはず。そのへんの考え方はどう考えているのか。

司 会： それでは担当しております、大日向から水処理施設及び

大日向副参事： 色々、凄い環境問題も入って、私はちょっと答えられない部分もあると
思いますが、一応お答えします。答えになるかどうかあれですが、お話しします。

先ほど言われましたルートの関係でございますが、一般車両を優先させるべ
きではないかと。これらにつきましては、今、県道そのものが2車線現在あり
ます。その走行状態を見て、やはり山崎さんがおっしゃったような退避場が必
要なのであれば、それなりにまた検討していくことになるかと思いますが、
今のところ、2車線ありますので、私らとしては今、退避場は考えていなかっ
たということです。

それから水処理でございます。仮設浄化プラントのやつは、日処理量が 400
m³/日です。というのは、400 というのは、いわゆる工事期間、いわゆる遮水
シートを敷いたりしないものですから、そういったことで工事期間中、色々工
事する時には、それらの 400 トンくらいの水がくると。そういうことを考えて
いまして、それらを入れて、全体的に 400 トン。

それから、本設のいわゆる水処理はどれ位ですかと。それは、遮水壁が出来
て、いわゆる遮水シートとかそういうものが敷設されます。そうやってきます
と、水処理そのものは 150 m³/日になります。ですから、仮設の方が処理能力
が今は大きいという、そういう形でございます。

ラグーンに施設を作るのが一番ではないかと。これは前から、山崎さんはご
存知かと思いますが、住民説明会でもラグーンに作りますよということでお話
しております。実際、浸出水の処理するための池と、それから雨水の分離した
防災調整池と二つラグーンに出来ます。ラグーンそのものには、いわゆる今
おっしゃいましたシートとか、そういうものを敷くべきではないかと。おっ
しゃる通りです。それにつきましても、いわゆる地盤については、改良した地
盤、コンクリートになるのか、ソイルセメントになるのかあれですが、人工地
盤にして、更にシートで防護して、浸透しないようにすると。それは防災調整
池と浸出水の処理施設の池も同様のことを考えております。

イワナの住めるような川にするべきではないかと。実際今、放流先の沢なの
ですが、途中まで水がありません。ですから、そのへんをもう一度見ながら、

水質については十分注意してやっていきたいと考えております。

以上です。答えになったかどうか、宜しく申し上げます。

司 会： 山崎さん、どうぞ。

山崎さん： いわゆる放流する水を今の沢にそのまま流してやるのかと。それから、そうではなく、浸透しているわけですから、そこに浸透させると何処に行くかわからないわけで、それを開渠にして、ちゃんとした水路を作ってやるべきではないかと。

大日向副参事： それは、間違いなく開渠にして流す予定にしています。

山崎さん： 杉倉川まで。

大日向副参事： 杉倉の、いわゆる杉倉までと言いますが、今逆に、今山崎さんが心配されているのは、かれ沢の部分だと思うのです。その部分については、水路か何かでもっていききたい、浸透させないようにして、途中から湧水がありますので、その部分までは開渠水路でもっていききたいと考えています。

ですから、あくまでもラグーンの水は浸透させないという考え方でございます。

以上です。

司 会： 宜しいですか。

中村会長。

中村会長： すいません。座ったままで質問させていただきます。ですので、皆さん方もどうぞ座ったままでお答えをしていただきたいと思います。

まず、今回の回答全体についての感想であります。一口に言って後退したという印象を持っています。どういうことかということ、詳細に私共も勉強をして、質問をしたものですから、詳細に答えていただいた結果、そこが明白になったという、そういう理解に立てば、それはそれなりの回答だという受け止め方になるかもしれませんが、ただ、今、受けた感じとしては、そういう感じを受けているということでもあります。具体的に言えば、後でここ、ここと言うふうに申し上げますが、その様に申し上げておきたい。

それから先ほど宇藤あき子さんが、県の対策協議会ですか。これから立ち上げようとしている対策協議会についてですが、これは何時立て上げるものです

か。本来、何と言いますか、立ち上がっていなければならないものではなかったのでしょうか。岩手県の場合は、私も委員に任命をされているものですから、二度ほど出席をしましたけども、基本計画を策定する前に協議会を立ち上げたわけです。そして、事前に住民に問いかける形で、そして一緒に基本計画を策定していくという、そういうスタンスなのです。ですから、それに比べて、青森県の場合は、今、あなた方が 21 日に提案するであろう、その基本計画ですか。その計画書の中身について、今質問が出ているわけです。水処理施設しかり、ですから、これは早く立ち上げて、住民との合意によって計画というものを作り上げて、そして提示するという形をとれば、もっとも理解が深まるのではないかと。ですから、皆さんのスタンスが少し違うのではないかと。完璧なものをもってきて、一発で 100%住民に答えるというものであれば、それは 5 日、3 日遅れても良いわけですが。そのもってきた結果について、著しく住民との物の考え方のかいりがあるとしたら、皆さん方はその計画書を撤回しますか。まずそのことを指摘しておきたいと思います。

それに加えて、宇藤あき子さんが心配したのは、5 名だけですので、しかも私共は素人ですから、専門用語で言われても、賛成か反対かと言われた時に、即答えられない場面が出てくると思うのです。ですから、それを持ち帰って、町で立ち上げた検討委員会で討議をして、そしゃくをしてから、県に意見を持っていっても良いのかどうか。出来れば、30 名で立ち上げる町の委員というものを県の委員の中に全部入れていただいて、拡大したような形の中の委員会にしてもらえば、一番意見が吸い上がるのかなと。それが無理であれば、先ほど宇藤あき子さんが申し上げた意見というものを是非汲んで頂いて、町がこれから立ち上げようとしている委員会というものの、住民にとっては大変重要な勉強、学習の場ですから、一つそれをお願いしたいと思います。

それから、道路の整備状況ですが、96%整備されているというふうに見栄をきるわけですが、実際、あなた方が大型ダンプカーを 10 台なり、5 台なりを使って、すれ違うようなデモンストレーションを一度でもやってみましたか。絶対、大変な道路なのです。我々は小さい軽乗用車で走っていても、すれ違うのにかなり苦労する道路なわけです。それを 96%改良が済んでいるという、その認識がまず疑わしいと。そういうことをまず指摘しておきたい。是非共、幅幅をして、通れるような道路にしないと、皆さん方は事故の発生率をどれだけみているのか知らないけども、確実にこのために事故が起こると。我々はそれを確信に近い思いで感じているわけです。そのことをまず指摘しておきたい。

それから、搬出ルートは先ほどどなたかがお聞きをしましたので良いのですが。ある新聞のコラムの欄に、岩手県と青森県の道路の作り方の違い、スタンスみたいなものが載った時があるのですが、岩手県は改修する時はカーブをと

って、なるべく真っ直ぐにしようとする。青森県はカーブをむしろ舗装しないで道路を作るといふ、比喩に似たコラムが載ったことがあるのです。それは別に僕が言ったのではなく、マスコミさんが言っている、コラムで言っていることですから、そうかなと。それを考えれば、道路に対する認識というものが、そういうものかなというのがまず考えられたと。是非とも、原状回復等についての計画書に、住民の意見というものが十分もられるべきだと思いますし、もるようにしていただきたい。そのことをお願いしておきます。

それから風評被害についてであります。先ほど、山本さんが風評被害について農業を実際にやっている立場からの発言ですので、かなり貴重な意見だと私は聞いていました。今までも迷惑をかけているわけですし、これからも10年にわたって、少なくとも風評被害というものと向き合った形の中で、これから営農をしていかなければならない。だとすれば、やはりそれについての基金を、例えば30億なり40億なりの基金をもるくらいの、県の姿勢といいますか、そういうものがないと、安心して農業立町である田子町がたっていけない。こういうことが考えられますので、今一度、計画書の中にそういう発言を、出てきた言葉の文字すらだけではなく、その裏に込められた思いというものをどう汲んでくれるかという、それがやはり、皆さん方に求められている、問われていると思います。

以上、お答えをいただけるものであれば、お答えをいただきたい。まず、協議会についての関係。それから一つだけ、検証委員会の裁定が出て、皆さん方の落ち度が指摘をされた。あの時も謝罪にお出でになった時も申し上げましたが、謝罪する前と謝罪した後で、皆さん方がどう変わりましたか。処分そのものは実害のない処分なので、それで終わり。そういうものなのか。それが今後施策の中にどう反映されるのか。あの結果、どう変わるのか。私共はそれを是非見たい。そういうことなのです。そうでなければ、やはり、あそこの関係というものは整理をされない。そういうことですから、一つその分も含めて、お答えをいただければ有り難いと思います。

お願いします。

司 会： では室長から、対策協議会の件からお願い致します。

三浦室長： 座ったままで申し上げます。

冒頭、今回の回答案、回答文、後退した印象があるというふうなお話でしたが、私共は時間がかかったからということではありませんが、一生懸命内容を吟味して、回答を作ったつもりでありますので、後退した印象ということは非常に残念に思っております。

対策協議会の関係であります。おっしゃる通りまだ最初の会議は開いておりません。先ほど、宇藤さんに申し上げたように、11月の最初の頃に1回目ですが、開きたいと思っております。1回目、組織会をやって、その後、これから後でお示し致します実施計画についての意見を聞く、それを議題にしたいと考えております。実施計画については、今、段々の手続きといいますが、21日には皆さんにお示しして、ご意見をお伺いして、あるいは県議会の意見もまた、意見というか、説明もしなければならない。それから、この対策協議会もそうですし、そういう段々の手続きを経て、最終的に意見を付して環境審議会の意見を聞くというような手続きが出てまいります。そういう一つずつの手続きをふんでの実施計画の策定、提出ということになります。10月3日に国から基本方針が示されて、それを基にした実施計画の策定と。勿論、大分前に環境省の方から基本方針の骨子は示されたわけですが、最終的な基本方針を見て、実施計画の手続きをふんでいくということになります。

それから住民協議会ですか、そのメンバー云々というお話がございました。対策協議会のメンバーはもう既に決まっていますが、その住民協議会の方々、対策協議会を開いた際に、例えば傍聴とか、そういう形でも十分これはご参加できると思っておりますので、会議の内容をお聞きして、皆さんがそれを持ち帰って意見を集約するというやり方もあるかと思っております。

それから風評被害の基金のお話でありましたが、これについては非常に大きなお話でございます。町長からも以前、以前からお話があったと伺っておりますが、改めて、先般の町長からもお話、ご要望がありましたので、強いご要望ということを上司に報告してまいりたいと思っております。

それから研修委員会の落ち度の指摘、その通り、委員会の結論が出ているわけで、謝罪前とその後がどう変わったかということは、どの様に変ったということは、今、形としてはなかなか示せないものがありますが、これを私共、後を引継いだ者としては、その色々な経過なりを見て、それを教訓として、自戒を込めて新たなスタートにこれから立っていく。新たな仕事としてやっていくというようなことで、この様に変ったというようなことを立証していきたいと考えております。

以上でございます。

司 会： 中村さん、宜しいですか。

中村会長： それでは何点か確認をしたいということも含めて、後退したと申し上げたので、何処がどういうふうにとお聞きになりたいでしょうか、何点か申し上げたいと思っております。

まず、総量 67 万³m³についての解釈の問題であります。これは、従前、県の環境部でしてきたことよりも、何と言いますか、かなり後退しているという。そういう全てをこの中に含めて 67 万だという、そういう説明にはなっていないですよ、今までも。ですから、ただこの中で回答は汚染されている土壤は別ですよと。そういうことは住民の方で言ってきたので、それは住民に対する一つには答えになっているかもしれませんが、その部分について住民と皆さん方の間で、若干というよりも、かなりの相違があるということですよ。

それからラグーンについてですが、当初から我々はそのラグーンを問題にしてきたわけです。あそこの沈殿池、ため池と言われている田んぼですね。ですから、あれは現場の一角なんだと。同じ現場ですよと。それを、その調査を皆さん方が 14 年度にあそこを調査したという、そういうことだから、やはり現場に対する認識が、上の高い部分だけなんだと。450m、そういう部分で、やはりラグーンというものが、住民の間で早くから目に見える形の中で、ラグーンが問題だという。上には入れない住民達も、あそこの下は見られたものですから、あそこから汚染地帯だと。そういうことに理解しているわけですので、あそこの土壤についても、確実に撤去してもらいたい区域だと、住民はその様に思っている。皆さん方が、あそこは汚れていない、汚れていないと言い続けるかもしれないけども、現状から見て、そういうことにはなり得ないです。どのような調査をしたのか、それは何回か表で出していますので。ただ、あれは何としても、あそこは一体なんだという、この解釈は皆さん方もこの場で、あそこだけは別だという、そういう考え方ではなくて、現場はあそこまで入っていますよと。そういうことで認識を是非持っていただきたい、ということです。

それから、あとの方々も質問があると思いますので、私の方ではここまでしておきます。

司 会： では今の二点について、67 万³m³とラグーンの件についてお願いします。

大日向副参事： 私は、先ほどの説明、かなり時間がないということではしょって説明したものですから、説明不足になったと思います。67 万³m³、これについては、前に土壤も含まれているという言い方、これは実際としては覆土に使われている土壤ということです。ですから、先ほども言いましたけども、地山についてはまだ一点しか、一地点しか確認されていないので、量としては把握出来ないのです。今後、実際に撤去していく段階で、地山まで撤去していく、廃棄物を。その時点で地山の調査をもう一回します。汚れているかどうか。そういうことをしていくことによって、もし地山が汚染されていれば、それはまた 67 万にプラスになるということです。ということで、別に私は後退はしていないし、

進展もしていないと言いますか、と思っています。

それからラグーンの話、これは勿論一体です。これまで調査した結果では、一地点で鉛が高い所がありますが、今後、ラグーンの一番の末端、あそこでもボーリング調査をします。汚染されていれば当然撤去します。先ほども言いましたけども、あそこには防災調整池、それから処理水の沈殿池というものを作りますので、その段階では当然あそこの泥の撤去等はしますので、そういう意味で、あそこは一体であり、汚染されている土壌であれば当然撤去します。

中村会長： 67 万^mを超えることが無いという感覚で、県の説明というのは一貫してきているわけですよ。そうではなくて、予想といいますか、豊島にしても、45 万といたったものが今 67 万という、公表されているものはそういう数値になっていますよね。2 倍近い、実際に撤去する量というものが増えている。岩手県の場合も、約倍の量になっていると。それで、青森県の場合は 67 万が、いつまで経っても 67 万で、しかもその中に全部含まれているというような説明になるものですから、住民というものは、何でその 67 万、最初 67 万と言ったから、この数字は変えられないという、変なあれを持っているじゃないの、ということになるわけです。だから、是非、100 万以上になるのであればなんと、はっきり言ってくればいいのではないですか。

大日向副参事： 67 万については、いわゆる総量で、高密度電気探査をやって、いわゆる外外のラインのやつを調べていますので、67 万は現在変わりませんよ、という話をしているわけです。岩手県も増えたのは、高密度電気探査とボーリングをやったから増えたのです。そのへんは中村さんの方がご存知だと思います。

それから内容につきましては、現在、医療系廃棄物をやっております。ですから、特管物の量そのものは、今現在、医療系の円筒形の注射器とか、医療系の針が見付かったり、チューブが見付かったりしております。そういうものは全部特管物に入りますので、特管物は増える要素はございます。

以上です。

中村会長： 何故、今、医療廃棄物を調査しなければならないのですか。

大日向副参事： これにつきましては、特措法の中で2分の1に、いわゆる感染性の医療系廃棄物は2分の1になりますよと。そういうことから、今やっているのは、いわゆる医療系のものであれば2分の1になるということなので、その分については医療系を大至急調べようということをやっているわけです。

中村会長： 2分の1にならなければ、調査しないということですね。

大日向副参事： いや、そういうことはありません。

中村会長： だって、説明ではそうでしょう。2分の1に

大日向副参事： ですから、それについては医療系の廃棄物、いわゆる警察が強制捜査に入った時に、入っているよと。お宅らはまだ調べないのという話もございました。そういうことからいっても、あれは調査しなければいけないということで、現在やっているわけです。

中村会長： もっと早く調べ、だったらそういう物の量が出ていることになるわけでしょう。それはおかしいでしょう。やはり調査しなかったということじゃないですか、それを。

大日向副参事： ですから今調査しているわけです。

中村会長： 今調査したから良いでしょう、というのはそれは開き直りでしょう。

司 会： ちょっと感情的な発言になりましたが、じゃ、グレーの背広の方。

坂下さん： 遠瀬地区の一番奥の集落の新田という所に住んでいます。山の奥にいるもの
ですから、私は狩猟が好きで、狩猟って分かりますか、鉄砲で獲物を獲る狩猟
です。それでやっている坂下ふみあきと申します。

私は狩猟歴 35 年になりますが、廃棄物がくるようになってから、カラスが
凄く繁殖して、空が真っ暗になるくらいカラスが繁殖したのです。それで役場
の方から、駆除をして下さいと。3年ほど駆除しました。はじめのうちは、そ
れこそ何羽も獲りました。撃てば落ちました。そのうちにカラスが賢くなって、
3年目ほどになりますと、もう銃を覆いから取ると全てパーッと逃げます。車
から降りても逃げるんですよ。そしてそのカラスを獲った証拠として、役場の
職員さんは補助金を出します。そのために足を持って来なさいという。ところ
が足を2年ほど持って行きました。持って来なくても良いと。その理由は悪臭
がひどくて、持って来なくても良いと。それが一つ、カラスね。

それが今、そのカラスがいわゆる冬になるとこちらに下がってくる。作物を
荒らす。ニンニクのビニールは壊す。ということでやられていました。3年ほ
どやったらカラスに負けました。

それからあと一つ。ラグーンを作ることによって、上の方にもありますが、ため池がありますよね。入口から右側の方。カモが凄く来ています。あそこのラグーンが無い時は、カモなんて殆ど生息していませんでした。そういう意味でまずカモが来た。カモが来たけれど、今聞きますと、ラグーンには鉛が、ある程度の基準、底かもしれないけども、いずれにしても餌があるからカモが来るのです。いわゆる小川原湖でカモを獲る時は、鉛公害があるから鉛散弾は使うなと言われていました。だから、散弾を使わなくても、鉛の土壌に汚染された獲物があるものを食べた場合には、カモだって多分その鉛中毒になる可能性があります。そこでまず生態が二つ壊れていますね。

もう一つは、あの辺には熊が全くいませんでした。私が鉄砲を始めた頃。ここ数年、7、8年熊が来ました。何故来るかといえば、廃棄物の中に食べ物があるから熊が来るのです。その熊が来ることによって、下の方の茂市とかが植えているデントコーン、あるいはリンゴとかスモモとか、そういうものが全部荒らされています。従って、風評被害とか住民とか何とかではなく、もう殆ど動物の生態、いわゆる環境破壊をされているということを認識していただきたい。

これは別に回答を求めるものではありませんが、マスコミの方も、ここに出席される方も、今までこういう話は一つも無かったんですね。だから私は不思議に思っていました。これからも、環境アセスメントの関係で調査をするのであれば、そのへんもしっかりと調査していただきたいと思っています。

もう一つは、パークによる浄化ですね。この間、10月の始めには、確か木炭でやった箇所があると思います。木炭とパークの違いの、目視でも宜しいですから。聞く所によると、木炭の方が凄く綺麗な水が出ているよ、というような話がありますので、もし今後、効果があるのであれば木炭を使用するのかどうか。それから、いわゆるカモ類とか、そういう動物に与えている被害を調査する必要があるのか、二点を是非お答え出来れば幸せです。

以上です。

司 会： ではまず、パークと木炭についてお願いを致します。

大日向副参事： 10月1日に取り替えた実験の水路で、木炭、今現在使用しています。パークと木炭の混合で今浄化しております。ですからそれが22日に水質調査をしますので、効果が出ているとなれば、あとの30mと40mの方の水路にも炭を使っていきたいと考えております。

目視では見ているのですが、水質調査をしなければいけないので、そういった意味で今、そういう答えになりました。

司 会： 生態についてはどうしますか。持ち帰りますか。

： 生態系といいますか、その調査はかなり難しい話だと思うので、やはりそれは専門家の方と相談をしてみないと、ちょっと今ここで簡単に出来るのか、どういう方法なのかということがよく分からないので、これはまた検討ということをお願いします。

司 会： お待たせをしました。

畠山さん： 大変ご苦労様です。畠山といいます。私は最後に皆さんに一つお願いをしたいと思います。と言いますのは、小泉内閣の行政改革と冷害で、田子町も大変不景気に、どうして正月を迎えたら良いかということで悩んでおります。これからの県の工事が始まるわけですが、地元でやれないものは何一つありません。無いのは金だけです。是非とも地元雇用を優先して、また地元業者を優先して、地元で出来るものは地元でやっていただきたい、それをお願いします。

司 会： それは室長、いいですか。

三浦室長： 雇用、景気、重大な影響のある問題でありまして、雇用雇用といっても、なかなかこれは簡単に出来る問題でもないと、つい先般も知事、副知事と雑談の中でもお話しておりましたが、それにしても非常に大事な問題であります。具体的にこの田子町の撤去、あるいはその前後の工事の関係の地元雇用、地元の業者の採用というお話がございましたが、これについては、手続きが許す限り、色んな方法があるかと思いますが、念頭において工事なり、そういう場合の地元雇用、地元の景気ふよう、そういったものについては意を尽くしていきたいと考えております。具体的にどういう工事にどういう業者というようなことは申し上げるわけにも、申し上げる材料をまだ持っていませんが、そういう気持ちで、今お話がありましたことは、念頭において進めていきたいと考えております。

司 会： お隣りの。

久慈さん： 久慈と申します。座ったままで失礼致します。

最初のお尋ねは、シートのことです。これは前にも多分説明があったかと思いますが、確認のためでお聞きしたいのです。使用するシートの大きさ、それ

からどういう形で使用されるのか。それが一点です。

それから次は、水の仮設の浄化施設を早急にやるという有り難いお話ですが、これは何時まで仮設ですか。本格的に、本格的な浄化施設は何時作るのか。どれ位の規模でやるか。

それから次のところは、青森県と岩手県で、まず私達はゴミに県境は無いと考えてきているのですが、見ると青森県は遮水壁についても、コンクリートで恒久的なものをガンと作る。岩手県の方では、矢板工ですか。というようなことで、何か私達は県同士の意思の疎通が無いような気がするのですが、どうしてこうなっているのか。あるいはまた、話し合いがあって、これからこういうふうになりますよ、というのがあったら、お話を聞きたい。

それから第三点ですが、県内の焼却施設の能力についての説明がございました。ただこれだけでは多分県庁の皆様方も足りると思っていなと思うのです。これ以降、現在、県庁に許可申請が何件出て、どれ位の設備の、能力の設備の申請が出て、許可される可能性があるかどうか、分かった点、お答えを聞きたいのですが。

司 会： 四点ございました。シートについて。それから、浄化施設について。岩手と青森の連携、県内の焼却施設の許可申請について。まず大日向から。

大日向副参事： 遮水シートの件です。実は中間処理施設、いわゆる入っていきますと、台形になった部分、ご存知だと思いますが。あの部分、一面にシートを考えています。幾つ×幾つというのは、ちょっとまだ出していませんが、いわゆる一番の比較的平らな部分。その部分については、あそこがちょっと汚染のものが入っていますので、そういった意味であそこに早目にシートをかけようという計画でございます。大きさ等については、これから分かり次第お知らせします。

それから、仮設の浄化プラント何時までだと。前にも説明会等で話ししておりますが、いわゆる 15 年から 17 年の始めまで、いわゆる水処理施設は 15、16 で作るようとしています。ですから、その繋ぎの間の 15、16 に仮設のプラントをつけると。そういうこととございます。規模的なものにつきましては、先ほど山崎さんに言いましたが、400 m³/日の処理能力のものをつけると。そういうこととございます。

岩手県と青森県で何故あんなに、いわゆる遮水壁そのものの構造が違うのかと。これについても、前から説明してきておりますが、いわゆる青森県側は谷の沢地形。いわゆる浸出水が出てきています中央池から真っ直ぐ降りている沢がございまして、あのラインが昔の沢なのです。そこに水が集中して集まってくると。そういうことから、あの部分については、やはり水密性というか、透

水係数の非常に小さいもので構造をやらないとまずいだろうと。というのは、岩手県の方からも水が当然くるわけです。ですから、全般的にあそこに集まりますので、その部分についてはそういうソイルセメント系統のものを使って、いわゆる透水係数の小さいものをやろうではないか、ということで検討してやってきているわけです。

岩手県の方は、じゃ岩手県は何で矢板なんだ、ということなのですが、いわゆる遮水壁にも、前にも説明していますが、5つのタイプがございます。その中に、鋼矢板の工法も確かにございます。ただ、鋼矢板でやる場合は、いわゆる目地とか、下の着岩の部分については、ある程度グラウトとか、そういうものをやったりして、着岩をしっかりとしなければ駄目ですよという話になっております。ですから、青森県としては、そういう諸々のものを考えて、今主体で考えているのは、ソイルセメント壁をやった方が良いということで、今はしているわけです。

それから焼却施設についてはちょっとお待ち下さい。

山田副参事： 県内の焼却施設の能力ということで、特管が現在の推定で33万。それから特管でない、いわゆる普通産廃が34万ということで、特管の施設については、現在、県内に2社ある施設の余剰能力が日220トンということで、これでかなり処理出来ると思っています。もし何かあった場合には、先ほども言いましたけども、他県、秋田県になりますが、そちらの方の話もしています。

それから八戸にある業者で話があるのは、現在は受け入れは差し控えるけども、もし県の方で確実に自分の所に委託するというのであれば、休止中のものを修理して、使えるようにしたいという話もあります。それら34万の普通産廃、これについては先ほども言いましたけども、パークについては、これは木屑ですから、木屑の焼却炉は結構あります。今、医療系廃棄物を調査していますが、医療系廃棄物は特管扱いになりますが、医療系の廃棄物の処理業者というのは、結構県内にあります。これは結構とっています。制度が変わって、病院から出す場合はきちんと処理しなさいということで、結構そういう業者はありますので、それは大丈夫です。

それから今、産廃協会を通して、産廃協会の構成員の方から、自分達も参入したいということで、どういう許可を持てば良いのか。どういう施設を持てば良いのか、という照会がきています。今はそういう状況です。具体的にはまだ申請が何件くるとか、何トン分きているというのはまだ分かりませんが。そういう産廃協会からの照会はあります。

司 会： 久慈さん、宜しいでしょうか。

久慈さん： それから最後に一つお伺いしたいのです。というのは、私達がこうして集まったり、色々お聞きしていますが、私達の町の皆さんの総意というか、これはあくまでも現地処理がまだそのまま残っているんですよ。何方も今日はお話になりませんが。それで、お聞きする所によると、21日に県の最終的な考え方をもってくるというお話のようですが、今日は16日ですよ。そうするとあと5日しかありません。今日、私達がお話申し上げたことが、その中に反映出来るものでしょうか。それとも、県庁の側からいって、私達はもう最終的な意見を作っているから、これをとにかくのんでくれというお話なのか。何か、色々今までのお話を聞いていると、昔の“おかみ”という感じを受けるのです。私達がこう決めたから、あなた方はこれを受け入れなさいよ。というのは、今まで、これは新聞の記事から私は判断しているのですが、色々、前任の責任のある立場の方が、県知事にお話を申し上げる。同じものを県議会の委員会で申し上げる。それを今度は田子町に来て話をする。微妙な変化があるのです。何か、その場その場で合わせたような答弁というか、そういうようなものが非常に見受けられるのです。

それと4、5日前です。某県内紙の社説で、この産廃の問題に対して、県の姿勢というのは、これは非常に問われるべきだという社説が載っておりました。皆さん、ご覧になっていると思うのです。あれが第三者的に皆で公平にみれば、ああいう感じだと思うのですが。私達、何か一生懸命、無い知恵を絞って物を考えた。それでも、例えば、県が何処かに配って処理することしか考えていないというのであれば、私達の考えたことを徹底的に論破するくらいの根拠をちゃんと出して、私達を納得させていただきたい。そうでないと、なかなか県の姿勢に対して疑問がいつまでも残ると思うのです。

例えば、人としての気持ちに通っていないような答弁というか、案を作っているというか。例えば、土壌基準以下であれば良いとか、生活基準以下であれば良いとか。先ほどから色々言われていますが、そんなことでは無いと思うのです。その場所、場所で、例えば、皆様方が家を建てても良いという気持ちになれるものかどうか。例えば、ラグーンの所でも、さっき水質基準は基準以下だということですが、あの土壌なんかでも、例えば基準以下なら良いと言われても、誰もああいう所に家なんかも建てたくないと、町民からもそういう話が出ています。これから田子町で立ち上げる委員会についての言及も、回答の中には何もありません。いわゆる、お前達は作りたかったら勝手に作ればいいんじゃないか、というふうに悪く考えれば、そういう受け取り方になると思うのですが。そういうような所をやはり血の通った考え方をしていただきたいと。そうでないと、なかなか町民と県の考え方というものが一緒になっていかない

ような気がします。

以上、お願いと意見です。

司 会： 室長からお願いします。

三浦室長： 色んなお叱りがございました。ごもっともな部分も多々あったかと思えます。その中で、例えば、県議会とか、こういう場とか、場面場面で言い方が微妙に違うというご指摘があったと思いますが、県の三村新知事が誕生して、県の基本方針というのが先般示されたわけでありまして、それから県の姿勢というか、方針というか、考え方、これは揺らいでいませんし、どういう場面であっても同じようなことを申し上げていると思っております。

それから実施計画策定中と申し上げましたが、国の方針が3日に示されてから、作業を急いでおりまして、ほぼ出来あがっている所であります。それを21日にこの場でまたご説明したいということになっておりますが、今日のこの回答文と表裏一体の部分が多々内容としてはあるわけですし、それは、実施計画には、ここに書いてある部分については、少なくとも実施計画に書くべき部分、書く、義務付けられている部分については、これは反映しているということですが、ご要望が強い町の総意としてというようなお話の現地処理施設、これについては、以前からもお話申し上げていると思っておりますが、県としては現地処理施設をこちらへ設置するという考えは無いということは申し上げております。先般、9月の県議会におきましても、二人、三人の県会議員からもご質問がございましたが、それはその様な回答をしております。

あと足りない部分があればご指摘いただければと思います。

司 会： 上平さん、お願いします。

上平さん： 先ほど、久慈さんからの意見にも関連すると思うのですが、町全体の合意形成ということで、現地処理ということで今進んでいるのですが、これは、知事さんがお見えになった時に、町の合意形成というか、意見集約をすれば、また考えますと。こうはっきり言ったものですから、早急に町で5回くらいの会議を持ちながら集約したと。それで現地処理をするようにお願いするということできているのですが、県としてはそれは無いよと。議会でも言いましたと。ということは、もうこれは無いよということですか。何故無いのですか。そこが分からないで、さっき久慈さんが言ったように、役所というか、おかみの様な形で、上からも作れば考えますよと。知事自らがここで言ったものに対して、もう無いよと。それはちょっと納得が出来ないのですが、何故、現地処理が出

来ないのか。先ほど、手続きの説明を聞きましたが、その手続きとはまた違う話ですが。そこを説明お願いします。

三浦室長： 前もご説明しましたけども、手続きというか期間の問題。それから、県の今の財政状況ということも考えて、県が主体となって県のあれで現地処理施設を作るのはなかなか、今の県の財政を考えれば難しいだろうということで、前回は説明をしたところです。

上平さん： 県が作るのであれば出来ないよと。じゃ、民間でやる場合はどうなのですか。

三浦室長： それは民間の方で、当然民間ですから儲けといいますか、採算性を考えて、採算性を考えるということは、ここの田子のゴミを片付けるだけでなく、この田子のゴミを片付けた後も、何年は他から受け入れてやるというふうなことも考えながら、もし民間の方で出来ると、採算性があると、住民の方にも賛成してもらえる、というふうなことで現地処理施設を作りたいということであれば、それは別に県としてそれは無理だよとか、出来ないとか、そういうことは言える立場ではないです。

上平さん： 今おっしゃっているのは、ここの 11 ページに書いてありますが、多分このことだと思うのですが。それで、このゴミについては県が管理というか、民間でやった場合に、国からの措置法というか、そういう援助もあると思うし、それから、県としても民間でやっている処理施設については、全面的に流れとしては、行政としては協力するということですか。

三浦室長： 民間で施設を整備する場合の国からの補助というのは、今は無いです。財政的な補助は無いです。それから、県としても今の所はそういう補助制度は無いです。ですから、そういう金の面ではない、色んなアセスのやり方とか、それから許可の関係とか、そういうお手伝い、県としてお手伝い出来る部分はあると思います。

上平さん： もう一回確認しますが、民間でやった場合であれば、補助とか、そういうものは無いし、県としても一切面倒をみないというか、手続き等があると思うのですが、そういうものは民間でやった場合はやらないというわけですか。

三浦室長： 今の制度では、国の制度でも補助制度は無いし、県でも補助制度は無いです。

上平さん： 今の制度で当然話をするのですが。それはちょっとおかしいと思います。国

がやっているものに対して、何で民間がやるから補助金はしない。県も構わない。今、県がやるということだって、実際県がやるのではなく、どこかの業者にやらせるための話でしょう。県が実際作って営業するわけではないですから。それはおかしいと思います。絶対これはおかしいですよ。これは問題になると思うから。どこでそういう法律があるのか。その法律を教えてくださいよ。あなたに絶対責任を取らせるから。

三浦室長： 金の、補助の話ではなくて、民間で焼却施設を作りたいという時に、県に手続きをとりますね。アセスの手続きもあるし、それから廃棄物処理法に基づく手続きもありますが、そういう話ですか。

上平さん： そういう話ではなくて、民間が処理施設を作って、そしてそれを処理するんでしょう。今、特管法とかで国からもそれなりの支援というか、援助が出るでしょう、補助が。それが出来ないとあなたは言ったでしょう。施設ではないですよ、私が言っているのは。施設を作るのではなく、施設を民間が作って、それを処理業務にあたった時に、国からの特措法の支援が出るのかと聞いたら、あなたは民間でやれば出ないと言ったじゃないですか。

三浦室長： その現地処理施設、民間で作った現地処理施設に、県がここの現場の廃棄物を処理委託した場合ですか。

上平さん： 処理委託というか、現場に作るでしょう。当然、県からも処理を委託なりしてもらったり、国の方のそういう補助というか、その申請は県がやるわけですから、そういう手続きはやるんですかと私が聞いたのです。そしたら、そういうのは一切ありませんよ、と言われたから、それはおかしいのではないかということなのです。

三浦室長： ですから、民間の処理施設が現地に出来て、そこにもし県が処理委託をして、県が処理委託費を払いますが、その処理については、今の特措法で対象になります。県に対して。

上平さん： あくまでもそれは県が手続き等はすることになるのですが、そういうものについては、県は一切やらないとか、国からも補助はこないよとあなたは言ったと思うのですが。

三浦室長： いや、そうではなくて、もし現地処理施設に県が処理委託をして、その処理

費を払えば、それは国からの今の特措法に基づく、国から県に対する補助があるということです。それは勿論手続きをとります、県としては。もし県がこの現地処理施設に委託すれば。

上平さん： 全く見解の相違だね。私はそこを聞いたら、それは無いよと言ったから、それはおかしいのではないかと、国だろうが、県だろうが、同じ日本の中でですよ、それはおかしいと思って言ったわけです。それについては、民間でやった場合でも、県としては手続き等もするし、国からも助成金は、決まった分は貰えるよと。やるということで解釈しても良いですか。

三浦室長： それは、勿論入札制度ということでやりますので、民間の処理施設というのは、他にも県内に数箇所ありますから、入札でこれから作る民間の処理施設が入札で落札すれば、そこに

上平さん： それは勿論公平ということで。

三浦室長： 当然、それは県としても手続きをとって国から補助金を貰うことになります。

上平さん： そうすれば、今、運ぶんでしょ。これからまず。それを全部公開した入札でやるのですか。これから、産廃撤去、何処かに運ぶんでしょ。3ルート、4ルートある青森とか八戸とか。そういうのを全部公開した入札をするのですか。

三浦室長： 勿論、入札は公開でやります。原則として入札です。

上平さん： ただ、そういう民間でも出来る、町としてもそういう合意形成をしてやりたいとなっても関わらず、県はそれは考えていない、やらせないというのは、どういう理由なのですか。

三浦室長： 県が作ることについては、

上平さん： 私は、今、県でなく民間でやる場合には協力するのですが、ただ、民間でやるに対しても、県は反対というか、やらせないということですか。

三浦室長： いや、そんなことは言っていません。それは民間の企業の方が、採算性なりを考えて決めて建設すれば良いということで、それを別に県がしてはいけない

ということは無いです。

上平さん： ということは、整理すると、民間でやるのであればやっても良いよと。手続きなり、国なり、そういうものに対しては、県を通さなければならないものですから、やりますよ、ということで解釈しても宜しいですか。

三浦室長： 手続きというのは、アセスの手続きとか、そういう手続きを県が委託をした場合の処理費用、これは国から当然貰えるような手続きをします。県が貰えるんですよ。県に入ってくるんですよ。

上平さん： 分かりましたというか、さっきのはまず見解が相違だったから。何か納得出来ないと思って。

司 会： 建設に対しては補助が無いという部分ですね。

上平さん： 作ることに、建物を作るというのは、もう補助は無いよということですよ。それは前から聞いております。

司 会： 処理については特措法の中で考えますということですね。

上平さん： ということは、民間がやるとなれば、県はそれは構わないで、それなりの協力はしますよ、ということですよ。

三浦室長： アセスの手続きとか、許可の関係とか、それは県がもし出来ることがあれば当然やりますし、先ほどから何回も言いますが、当然県がそこに委託すれば処理費については国から県に対する補助金が出るように当然手続きします。

上平さん： 今のある産廃の処理の国からの助成金というか、そういうものに対しても決まった分、法律で決まった分については、県はちゃんと手伝いをしますよということですよ。民間でやるのであれば、運ぶのであれば全部やるのだけでも、民間で建ててやるのであればやらないよとか、手をこまねくよとか。そういうことがあるのかどうか。

三浦室長： ですから、いわゆる既にある民間の処理施設がありますよね。ここに県が委託する場合も当然今の特措法で県に対する補助金が貰えるような手続きをとりますから、それと同じ扱いになります。別に現地にあるから、既存の処理施設

と差異を設けるといふのは全然ありません。

上平さん： それが本当に当たり前だと思うのですが。県が方向的にやらないということ
を民間でやった場合は、何かそういうのも逆にあるのかなと思って今。

三浦室長： そういうことは考えていません。

上平さん： 分かりました。

司 会： 宜しいでしょうか。前に宇藤さんが。

宇藤さん： 風評被害について申し上げたいと思います。この風評の問題については、例えば神田の市場からニンニクを田子の物は要らないよと。こういうふうにも言われなければ、なかなか現実的に数字も出てこないし、被害を届ける方も無いものだろうと私は思います。今までかつて、そういうケースが殆ど無かろうかなと私は考えております。古い話ですが、15、16年前に田子では、田子故郷便というものを東京地方に出して、15,000円とか、多ければ30,000円とかいうお金を向こう、田子出身の人で、向こうに住んでいる人が、田子の牛肉を食べたいとか、おせんべいを食べたいとか、おリンゴを食べたいとかいう時には、それを3回くらいに分けて輸送して、その家に届けて、それで大変喜ばれて順調に伸びていた時代があるのです。というのは、田子の方々を少しでも農家の方々や、色んな商店の方々を助けてあげるのが良いのではないかと、ということで、東京田子会の元の中里会長さんが「お前、どうにか考えがないか」というので、私が走り回って役場の地域振興課を通じて、それを実施しました。

ところが、順調に伸びて60何組になったくらいの時に、ある全国紙が3日続けてトップで田子に千葉県のゴミが来ているということを報道した途端に、注文する人が無くなりました。凄いものだとは私はその頃思いました。新聞で、それも一流の新聞紙と言っては何ですが、全国版で3日続けてトップで出ました。千葉県の県庁に怒鳴り込んで行ったら良いじゃないかと、私はその頃、東京におりましたので、思いましたが、そういうこともなく、そしたら段々じり貧になって、とうとうその故郷便というのを止めざるを得なくなったと。そういうことがございました。でも、それによって、被害を被った農家の方とか、おせんべい屋さんでも、栗とか、そういうふうなものでも色んなものが被害を被って、それだったら数字が出るかもしれませんが、なかなか風評被害というものを届ける方もなければ、その数字が出ることもないので、町では風評被害の補填をするべく委員会のようなものを作ってはもらっても、多分申請してい

ることが難しく、出てこないだろうと思うのです。

ただ、私がやった故郷便というのが、先細りになって、とうとう止めざるを得なくなったと。丁度田子の町の人達は、真綿で首を締められているような状態で、非常に経済的に不利益を被っているものだろうな、ということ私にはしみじみ思いました。これをどうにかして、それを届け出る制度のようなものを作らなければ、ただ、委員会を作っても届け出る人が無いだろうと。そういうふうにも思っているのです。県でもそのことについて、毎日、田子と言えばゴミの町として有名になっているくらいで、こんなに書かれたら田子の農産物から、その他のものまで、非常に売れ行きが悪くなっているものだろうなど。買う人が黙って、田子のあれだから買わないとは言わないけども、手控えているだろうなど、そういうふうに私は思います。

今日の県庁の方々を拝見しまして、非常に熱心に私達に報いてあげたいというお気持ちが十分によく分かりますし、本当に予算でも何でも県で潤沢であればどんどんやってほしいというようなお気持ちが、私にはひしひしと分かりますので、今後共、宜しくご協力いただきたいと、感謝、内心感謝もしております。

そういうことから、この風評の問題については、町の人達も県の人達も、本当にこれは相当な被害を、今現在被っているものだろうと思うのです。ただ、それが数字になって出てこないから、安閑としているような所があると思いますが、是非、このことについては、最大の関心を持って、もう十何年前でもそういうふうなあれで、こんなに毎日新聞にテレビに出ない日がないくらい出ている場合には、「それは田子の産物だから買いませんよ」とは口では言わなくても、内心拒否をして、やっぱり買わないでいる物が多いのではないかと。そういうことについては、町長さんから何から皆で心配して、苦勞していらっしゃると思います。はっきり具体的に故郷便というものが潰れたのが、新聞に3日続けて書かれたら、全然駄目になりました。そういうことを申し上げたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

司 会： はい、じゃ。

山本さん： 山本です。ただ今、宇藤さんの意見に関連して、私が今話をするのは、マスコミの方をお願いします。これはカットしていただきたいと思います。私が今から話することは、マスコミの方、カットしていただきたい。

というのは、今、宇藤さんが話したことに関連してですが、私達は15年前から有機米ということでやっています。勿論、コープあおもりという青森の生

協さん、これが手掛けて始めまして、それからその後、2、3年経ってから、ただ今話の出たゴミの産地の千葉生協さんに米を契約して取り引きを致しました。取り引きして、その1年か2年目の時、この千葉のゴミが来たということで、大騒ぎになったわけです。その後、何年かは取り引きをしておりました。ところが、その千葉生協と今は取り引きはしていません。というのは、向こうから、何かの関係で取り引きが停止になりました。今度はその代わり東都生協さんにお付き合いをしているのだけでも、その様な大きな問題が出ました。だから、私が最初の町の説明会の時から、風評被害に対して一生懸命意見を述べました。

何故、こういうふうなことを言うかということ、やはり、田子町は農業の町です。例え職員が幾ら代わろうと、私達は代々ここから逃げるわけにはいきません。そのために、やはり農業で食っていかなければならないので、やはり被害が出れば勿論大変なことです。風評被害が一番困るわけです。田子、田子が日本一、これは青森県、岩手県の県境ということになれば、まだいいのだけでも、青森県の田子町、岩手県の二戸市と。これを毎度新聞、テレビなどで報道されるから、益々田子のニンニクが日本一だということは、テレビなどで宣伝してもらって有り難いことだと思っています。ただ、それだけ田子のブランドが、名前が高ければ高いほど、危険性が大きいわけです。富士山から逆さまに落ちるような、大袈裟だけでも、そういうふうな打撃を受けかねないわけです。だから私は風評被害に対して、勿論これは風評被害が出ないような対策をしていただきたい。

それから、もしも出た場合のということは、私が言っているのはそこです。今、宇藤さんがそういうふうな体験を話しされましたので、そこを重ねて一つお願いしたいと思います。こういうふうな実際の被害があるわけです。私はその新聞報道の時、早速私も役場に行きました。早速、幾ら忙しくても、東都生協に行ってくれ、ということで、その時役場の課長さんと、農協の課長さんと、直接行って説明をして、その場は良かったのだけでも、その後はこういうふうな結果で、取り引きはしてありません。これも何かの影響があるかと思いますが、そこまでは私は取り直すことは致しません。だから、今、話をしたことは、マスコミの方も、これは載せないでいただきたい。

以上です。

司 会： はい、ありがとうございました。中沢課長さん、この場所のお時間は如何ですか。あと10分でどういう状態になれば良いんでしょう。退去しなければならないとか、そういうことですか。片付けないといけないとか。お話を、最後、もうお一方聞いて、ここを片付けてという形で宜しいでしょうか。はい、

お願いします。

住 民： 先ほど室長さんの方で、現地処理の方は、以前から申し上げている通りにやらないというお話がございました。実は、町民の前でその発言をするのは今日初めてじゃないのかなと思います。以前から、条件が揃わなければ、あるいは様々な時間が掛かるので、というふうなお話がございました。知事がいらっしやった時にも、知事はそのへんはよく分からなかったようですが、否定もしておりませんでした。従って、我々が初めてこの場でやらないというのを聞いたのかも知れません。以前はその通りでした。実際のところ、実際に新聞報道では、議会ではそういう答弁があったという話を聞いております。室長、宜しいですか。議会でそういうふうな答弁をなされたという話は聞いております。

結局、何事もそうなんです。我々町民に様々なことを問いかける前に、既に何処かで協議をされて、それで方針が決まって、それを我々に持ってきて、「どうですか？」と。どうですかじゃないですね、説明会なんですね。実際に意見を聞きながらやっていきましょう、というお話で、色んな住民説明会もあったかと思いますが、これはどうもそうではなくて、我々が知らない所で決まったものが、我々が新聞を見て初めて分かる。我々に様々な質問とか、意見を求める前に、何処かで決まってしまう。一体誰の話を聞いてこれをやっていこうと思っていらっしゃるのか。

一つこういう話がある。噂ですが。我々がその様にまだはっきりとした回答をもらっていない中で、溶融炉の勉強をしておりました。そうしますと、その溶融炉の業者に、これは噂かどうか分かりませんが、確認していただきたいのですが。要らない知恵を付けるなど。そういうふうな県の方から、業者に申し入れがあったようだ、という話も、これは聞いた話、噂なのかもしれません。そういうことが、実際に協議をしている段階で、こういうこと、こういう条件が揃わなければ出来ませんよと。そういうことの条件さえ揃えば出来るんだなどと、希望を持ちながら、どうやったらそれをクリア出来るかという議論をしているその反対側では、そんなことがあったようだという話を聞いております。

意見を聞く、取り上げるというのは、どういうことなのでしょう。県が仕事、これを行うんだと。住民の意向を十分に聞きますと。聞くというのは、喋るだけ喋らせることが聞くということなのでしょう。これは、色んな意味で県に対する不信というのは、そういうふうなものが積もりに積もってきているということは、ご存知なければ理解して下さい。これから国に対して説明をされるかと思いますが、それに対して納得して言って欲しいです。住民が納得して、だったら言ってくれと。そういうふうな形であって欲しいというふうな思いがあったにも関わらず5日しかないわけです。

今後も意見をただ言わせるだけの住民説明会、意見交換会になるのか。きちんと取り上げるものは取り上げるというつもりでやるのか。はっきりやらないということを明言した分だけ、今回はもしかしたらはっきりして良いのかなという気もします。ただ、それに代わるものとして、持ち出し、これからやろうと思っていることが、どれだけメリットがあるのか。どれだけ住民のためになるのかということ、その部分をきちりと説明してもらわなければいけません。我々が望んだことが否定される、それよりも良いもの、これを提案してもらわなければ困ります。是非そのようにお願いします。

司 会： 宜しいでしょうか。はい、では室長から最後に。

三浦室長： 申し上げます。現地処理施設、今日初めて私から見解を申し上げたというふうなお話であります。8月23日に初めてそういうお話を県の方から申し上げたと記憶しております。聞いております。

それから、これに限らず色々な意見を聞くということは、どういうふうなことなのかということですが、私共としては決して聞きっぱなしということでは全く考えておりません。今回のこのお尋ねの件に関しましても、一生懸命回答したつもりでありますし、一つずつ説明したということも、やはり皆さんの熱意に対しての県の、私共の対応ということでご理解いただければ良いかと思えます。

それから実施計画、間もなくご説明申し上げることになるわけですが、これはいわゆる実施計画でありまして、10年間の、ある意味では全体的な基本計画というふうな位置付けになるかと思えます。国の骨子にも色々な理由があれば変更するようなこともあると思うし、申請という作業の中で、色々なことが盛り込まれている可能性もあると思えます。

そういうことで、実施計画というものは全く10年間の今後の見通しを示した計画ということで、深く深く詳細に記述するというようなことではないです。新しいものがまた出てくれば、それは変更で国と協議していくというふうなことになるかと思えます。

そういう意味でも、これから、私が冒頭申し上げたように、町と県と一体となって、事を進めていくという気持ちには変わりはないです。そういう気持ちで私はこの職に就いているつもりであります。再生という、私の室の名前です。文字通り再生ということで、今後のこの難しい局面、皆さんと一緒に頑張って対応してまいりたいと考えております。

それから噂云々の話ですが、私は全く承知しておりませんが、もしそういう噂が流れていたとすれば、これは大変遺憾なことであると思えます。

司 会： 宜しいでしょうか。セキュリティの関係で、我々は良いのですが、こちらの

住 民： 大丈夫、町長が居たから。

司 会： そうですか。

住 民： ここは町長の所だから。助役も居たし。もう少し時間を。

今、8月にもこの現地処理は駄目だということを既に言っていましたと室長さんが言われたのですが、それはどこで、どこの段階で誰が聞いているのですか。町に。私は初めて聞いたのですが。

三浦室長： 8月23日に県の基本方針が決まったと。要するに全量撤去を基本とするというこの説明の時に、現地処理施設についても、県としては期間の問題と、それから県の財政的な問題から出来ない、という説明をしています。

住 民： 説明はあったかもしれないけども、それをうちの方で田子の住民なり、この機関で承諾したとか、そういうものはあるのですか。承諾したという、その事について。現地処理は駄目ですよということを説明されて、そうですか、ということで、田子の住民なりが承諾していますか。

三浦室長： 当然、皆さんから承諾ということではなくて、色んな、作って欲しいという色んな意見はありました。その時は。承諾というふうにはとっていませんが。

住 民： まだ何も決まっていないでしょう。だから、それがおかしい。だからさっき言ったような話がまた、上から押し付けじゃないですか。こっちの方ではまだ承諾していない中で、何もしない中で、説明がありましたからそれでそうだとするのは、それはおかしいのじゃないですか。説明があつて、うちの方で納得して、そうですか、ということで合意なり、それがなされたということになるのですが。そこがおかしいんですよ。それでは駄目ですよ。じゃ、それであれば公害訴訟とか、弁護士さん方に聞きますから、どういうふうにしたら良いかというのを対応をうちますよ、うちの方でも。町全体で決めたことですから。訴訟するしかないじゃないですか。日弁さんが30日に来ますから、相談しながら。県だって責任があるでしょう。何でゴミがどんどん捨てられていて、今度は町民がそこで現地処理したいということに対して、いやこれはもう運びますよと。そんなことはないでしょう、暴力ですよ、それは。

東奥日報の10月2日の社説にもやったじゃないですか。言っていることとやっていることが、次々と変わっていくと。誰がこういうやり方をしたのですか。室長さんは今来たから分かっていないのは仕方ないけども、誰が、書かれているのは真実だと思うのですが。田子の住民が知らないままで、こういうことがなされたということを記事に出ていますよ。携わった人が誰なのか分からないけども。今、代わってきたから知らない。これは、今代わったからとか、それで分からないとか、知らなかったというのは許されない話。ちゃんと行政というのは、繋がっていることだから。

三浦室長： 前回来た時も、県としての理由が、大きな理由が二つあります。そういう説明をして、何とかそういうことでご理解願いたいということを説明したと思います。

住 民： それは言ったかも知れないけども、理解していないのです、こっちは全然。だから、今、この手続きにもこういうものがありますよということで、今日説明したんでしょう。理解されていなかったから。

三浦室長： ですから前は期間の問題については短縮できるのではないかと、というようなご質問がありましたので、期間短縮はなかなか難しいというのを今日説明したわけです。

住 民： それは一方的だな。私は納得出来ないし、これはやっぱりうちの方ではそれなりにまたもめることになるのですが。それでは通らないし、どうするにしても、意見集約したものとしては、それはやっぱりのめないと思います。
以上です。

司 会： お時間、宜しいですか。最後に町長さんから一言お話を頂戴致しまして、この会を閉めたいと思います。

中村町長： あまり本当はこの場でコメントしたくありません。これまで何回となくこうして会合を持ってまいりました。この根本は何か。何のために説明会を開き、住民と共に物事を考えてきたのか。私は虚しさというものを覚えるわけでございます。それは何か。幾ら、住民がどんなことを取りまとめて、それを県にぶつけようとも、住民の意思というものが、そこで何ら生かされないような、そんな形であったならば、本当は今日の会合、この会合の前にちょっと会合を開きました。何もやる必要がないのではないかと。何も聞いて貰えないものであつ

たならば、そういう会合を持つ必要は無いのではないか。という意見さえも出てまいりました。そういうものを考えた時に、以前よりも後退したのではないか、という意見も出て参りました。私も率直にそのように本当は感じておりました。

会合を開く度に、前に行くのであれば良いのであるわけですが、ややもするとすると、むしろ物事がはっきりして良い場合もあれば、余りにもはっきりし過ぎたものではなかったのかなと。はっきりし過ぎたその結果が、私から見ると前進ではなくて、後退ではなかったのかと。住民の意向を聞こうという気持ちがあるならば、もう少し聞く耳というものを私は持ってもらいたいものだ、と率直にそう考えます。

一生懸命県も考えてやっていることも分かります。財政的な問題もあると思います。だが、幾ら住民の声というのが随分と今生かされている部分もあります。色々、生かされていった部分もあると思います。それは当然、そうあるべきだからこそ、そうやってきたものである。これまで、最初からの経緯を見ておまして、ややもするというと、一方的ではないのかな？というふうな思いを致しましたが、こういうことを喋るといって、余りにも町の、これが意見になってしまう恐れがあると思いますが、どうもこういう場をもっている、どうも平行線を辿り、そしてその県と住民との間の、私は合意点というものをなかなか見付けにくいな、大変だなと、正直にそう思っております。

私共は、やはり集約された意見というものを「ああ、分かりました。もう終わりだ」そうはまだ言ってもおりませんし、言うつもりもありません。これからは色々勉強を重ねながら、どうあれば我々の考えている集約された意見が生かされていくのかな、そういうことにもっともっと私は前に突き進んでまいりたいと思っております。

そうなるというと、どうも余りこういう平行線を辿りたくない、県と考え方を異にしたくないなと思いつつも、どうもその様な合意点というものが、物事がはっきりしなければならぬ部分というのは、当然はっきりしても良いと思う。でも、何らそこに集約された意見というものが、素っ気無く、もう駄目だと。やれないと。そういうふうな切り捨て御免というふうなことであるならば、あの豊島の問題を私は十分考えてもらいたいと思います。あそこの島民が、どの程度の人口で一生懸命やって、ああいう結果、今の様な結果を出したのか。私は今までも喋ってきた経緯があります。どうも、こうして色々見てきましたよと、香川県にしる、青森県にしる、県の考え方を動かすためには、なかなか容易ではないものだ。たとえ住民の意向を聞こうという言葉では言っても、なかなかそれは簡単なものでないものだ、つくづく感じて参りました。ならば、やはり、出来る方法がないものか。それを今度は住民と共に、住

民がそれを求めるのであれば、私はその方向で行政と住民は一体になって進んでまいりたいと思っております。私の今晚の一つの考え方を申し上げて終わりと致します。

司 会： ありがとうございます。それでは最後に三浦室長から本日のお礼を申し述べます。

三浦室長： 町長から今、大変手厳しいご指摘がありましたが、今日ずっと意見交換をしている中で、一番の争点といえますか、現地処理施設を県が作るか、作らないかというような部分だと思えます。あとについては、色んな細かいこと、多々あったと思いますが、これは実施計画を提出してからでも、色々なことは出来るわけですが、現地処理施設については、はっきりさせたのがまずかったのか、前にも既に示しているという理解でいましたので、改めて申し上げたつもりだったわけですが、県としてはそういう姿勢であるということをお願いしたわけでありませぬ。

それにしましても、町長から今色々虚しいとか、そういうお話もございましたが、是非、そういうふうにおっしゃらずに、これからも町と県と一体となって進めていきたいという気持ちは、私自身全く変わりありませんし、これは町長さんも全く同じだと思いますので、一つ是非、これからの色々な機会があるかと思えます。取り敢えずは 21 日ということがありますが、その場におきましても、また色々な意見交換をしていきたいと考えておりますので、どうぞ宜しく願いしたいと思えます。

では、こういう遅い時間までお付き合い頂きまして、大変ありがとうございました。また宜しく願い申し上げます。

司 会： 本日は長時間にわたりましてありがとうございます。町の皆さんは、4時半から5時間半という長時間でございます。お疲れになったと思えます。どうもご苦労様でした。